

第9章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

この章では、区が所有または借用している公共施設とインフラ施設を、行政サービスの機能・性質別に30の施設類型に分類し、施設類型ごとに平成29年計画策定時の課題・方針とこれまでの取り組み状況を振り返り、今後の取り組み方針を示します。

表2-2 施設類型分類

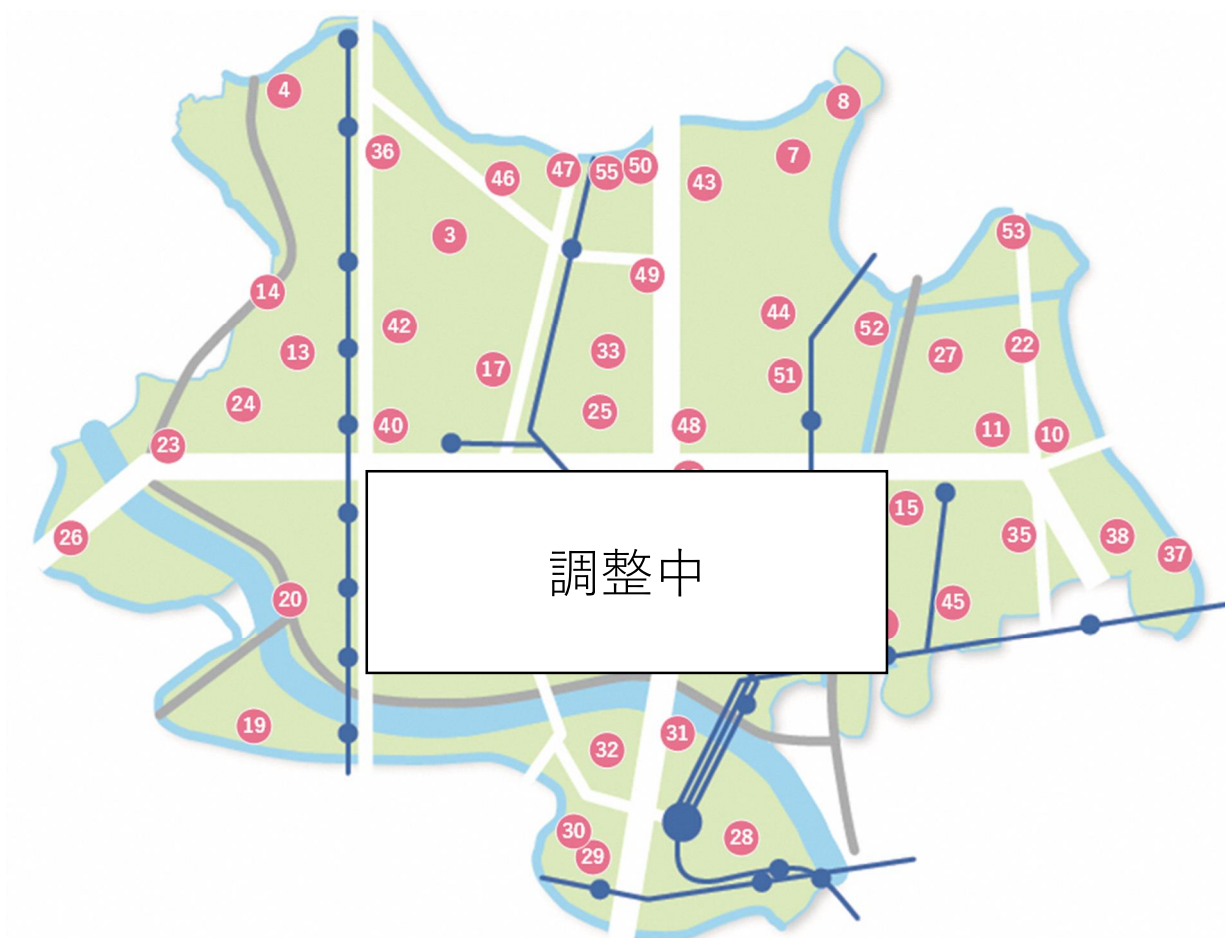
(令和6年4月現在)

番号	施設類型	施設数	主な施設名称
1	住区センター等	55施設	住区センター、鹿浜いきいき館、悠々会館
2	地域集会所・その他区民関連施設	23施設	愛恵まちづくり記念館、あやセンター ぐるぐる、NPO活動支援センター、中央南地域集会所、中部地域会議室、宮城集会所、公衆喫煙所
3	文化施設	3施設	こども未来創造館、文化芸術劇場（シアター1010）西新井文化ホール、
4	生涯学習センター・地域学習センター等	14施設	生涯学習センター、地域学習センター
5	図書館	15施設	図書館
6	博物館等	2施設	郷土博物館、伊興遺跡公園展示館
7	生物園等	4施設	桜花亭、生物園、都市農業公園、ベルモント公園陳列館
8	スポーツ施設	23施設	総合スポーツセンター、温水プール、運動場、体育館、スポーツ公園、野球場、テニスコート
9	校外施設	2施設	鋸南自然の家、日光林間学園
10	保育園・こども園	47施設	保育園、こども園
11	学童保育室	89施設	学童保育室
12	子育てサロン	11施設	子育てサロン
13	こども支援センター	3施設	こども支援センターげんき、綾瀬教育相談、竹の塚教育相談
14	保健センター	5施設	足立保健所、保健センター
15	高齢者福祉施設	調整中	センター、千住西複合施設、地域包括 護老人ホーム
16	障がい者福祉施設		わり工房、ひまわり作業所、綾瀬 プホーム、大谷田就労支援セン 障がい福祉センターあしすと
17	その他保健・福祉施設		区歯科医師会口腔保健センター、ボ ランティアセンター
18	産業施設	5施設	あだち産業センター、勤労福祉会館、千住一丁目創業支援 館「かがやき」、西保木間複合施設、まちづくり工房館
19	本庁舎・その他行政施設	5施設	本庁舎、五反野職員住宅、消費者センター、男女参画プラ ザ、六町駅前安全安心ステーション
20	福祉事務所	5施設	足立福祉事務所
21	区民事務所	17施設	区民事務所
22	環境関連施設	28施設	足立清掃事務所、足立清掃事務所曙分室、環境情報プラザ 排水場、水門管理事務所、水門
23	災害備蓄倉庫・水防倉庫	16施設	災害備蓄倉庫、資機材置場、防災広場倉庫、水防倉庫、防 災まちづくり緊急連絡室
24	駐車場・駐輪場・移送所	68施設	自転車駐車場、移送所、駐車場
25	小学校	67施設	小学校
26	中学校	35施設	中学校
27	区営住宅	13施設	区営住宅、コミュニティ住宅
28	道路・河川・水路	975km	幹線道路、一般道路、自転車歩行者道
29	橋りょう	66橋	道路橋、歩道橋
30	公園	597か所	区立公園、児童公園、プチテラス

1 住区センター等

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名			
1	青井住区センター	20	江北コミュニティセンター	38	長門住区センター分館			
2	綾瀬住区センター	21	五反野コミュニティセンター	39	西新井栄町住区センター			
3	伊興住区センター	22	佐野住区センター	40	西新井住区センター			
4	入谷住区センター	23	鹿浜いきいき館	41	西新井本町住区センター			
5	梅島住区センター	24	鹿浜住区センター	42	西伊興住区センター			
6	梅田住区センター	調整中			花畑住区センター			
7	桜花住区センター				花保住区センター			
8	桜花住区センター分館				東綾瀬住区センター			
9	扇住区センター				東伊興住区センター			
10	大谷田住区センター				東伊興住区センター分館			
11	大谷田谷中住区センター	調整中			平野住区センター			
12	興本住区センター				31	千住本町住区センター	49	洲江住区センター
13	押皿谷住区センター				32	千住柳町住区センター	50	洲江住区センター分館
14	加賀住区センター				33	竹の塚六月住区センター	51	保塚住区センター
15	加平住区センター				34	中央本町住区センター	52	南花畑住区センター
16	栗島住区センター	35	東和住区センター	53	六木住区センター			
17	栗原北住区センター	36	舎人住区センター	54	本木関原住区センター			
18	弘道住区センター	37	長門住区センター	55	悠々会館			
19	江南住区センター							

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 住区センターを管理している管理運営委員会で採用する職員の人材確保が難しくなっている。 【方針】 運営形態の見直しを検討する。 悠々会館は、施設の改修に合わせたの機能等の見直しを検討する。	【住区センター】 各住区センターに社会保険労務士、税理士チェックを導入したことにより、運営の安定化を図った。 さらに段階的な職員の時給単価増額や、交通費の上限額の引き上げにより、求人募集を行った施設の1/3の施設で採用につながるなど職員体制の充実を図ることができ、安定的な管理運営に努めた。 【悠々会館】 悠々会館は、令和3～5年度に大規模改修工事を行った。 また、新たに設置した運動コーナーでは、民間事業者を活用した高齢者向け講座を行った。

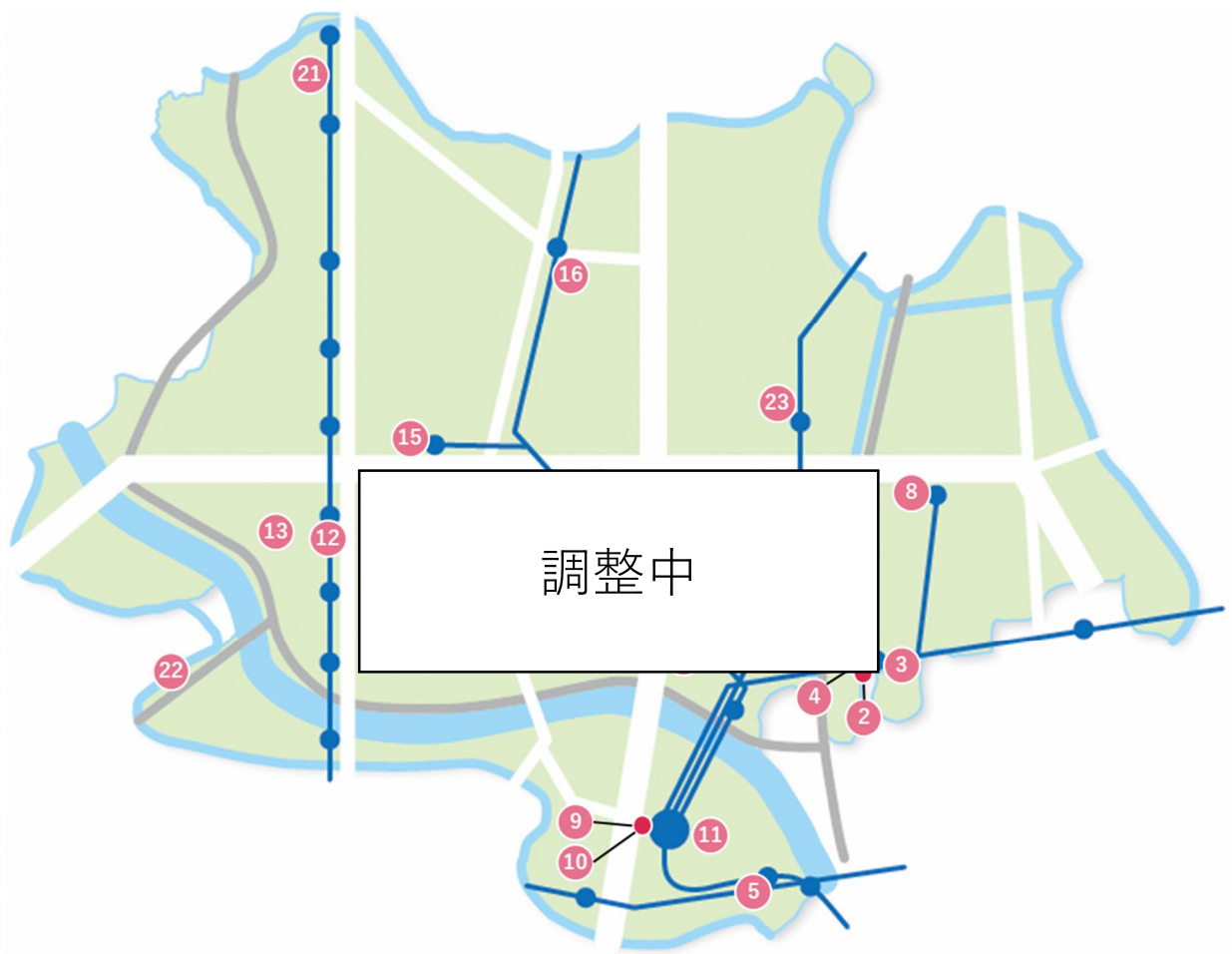
ウ 今後の取り組み方針

【住区センター】 引き続き、職員の処遇改善策などを講じて安定的な管理運営を図る。なお、管理運営委員会による安定的な運営が困難となった住区センターは、指定管理者制度の導入などによる運営形態の見直しを検討していく。 また今後、施設の改修を計画的に進めるとともに、老朽化の状態を見極め、周辺の区公共施設の建替え時に、建替える施設内に移転するなど、効率的な施設管理の視点から他の公共施設と一体的な施設管理・運営の可能性を検討していく。 【悠々会館】 今後も民間事業者と協議を行い、利用者の増加を図るための事業を行っていく。
--

2 地域集会所・その他区民関連施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	建築年	番号	施設名	建築年
地域集会所					
1	中央南地域集会所	1970			
2	中部地域会議室	1966			
3	宮城集会所				
その他					
1	NPO活動支援センター				
2	愛恵まちづくりセンター				
3	あやセンター ぐるぐる	2023			
公衆喫煙所					
1	綾瀬駅西口公衆喫煙所				
2	綾瀬駅東口公衆喫煙所				
3	牛田駅／京成関屋駅公衆喫煙所				
4	梅島駅公衆喫煙所				
5	北綾瀬駅前公衆喫煙所				

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 利用度が低い地域集会所がある。 【方針】 地域集会所は、建物の状況や利用状況に応じて、周辺施設との兼用等による縮小を検討する。 愛恵まちづくり記念館は、施設の規模や管理運営内容を踏まえた運営形態の検討が必要である。	【地域集会所】 建物の状況や利用状況に応じて、周辺施設との兼用等による縮小を検討しつつ、事後保全の方針に基づき、随時修繕し施設保全を行った。 【愛恵まちづくり記念館】 指定管理を継続しながら、地域内外に魅力のある施設にするため、価値の創造、地域等との連携、PR方法等について、見直しを進めている。

ウ 今後の取り組み方針

【地域集会所】 今後、施設管理・運営が困難等の地域集会所は、類似機能を有する他の施設との兼用の可能性を検討していく。 【愛恵まちづくり記念館】 地域内外に魅力ある施設にするための方針を策定し、適切に運営していく。 【公衆喫煙所】 「東京都受動喫煙防止条例」の全面施行を受け、路上喫煙行為による受動喫煙被害の防止、さらなる美化推進を目的に、喫煙者の状況、地域のニーズ等を多角的に検証し、区内各地区で公衆喫煙所の設置及び改良を進めていく。 【NPO活動支援センター】 現施設の老朽化に伴い、令和10年1月に新設予定の「(仮称) 梅田八丁目複合施設」へ移転予定をしており、開設に向けて、子育てサロン、図書館と連携した運営管理を行えるよう検討を進めていく。 【あやセンター ぐるぐる】 令和10年3月までの定期賃貸借契約で場所を借りている施設であるため、今後の運営継続について検討していく。

3 文化施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	こども未来創造館	3	西新井文化ホール
2	文化芸術劇場 (	調整中	

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 3施設とも、築10年以上が経過し、設備更新等が必要である。 こども未来創造館は、一部利用度の低い用途がある。 【方針】 都や民間事業者と合築している施設であることから、関係機関と連携を図りながら、施設の長寿命化を検討する。 稼働率向上対策を行ってもなお利用度の低い用途は、見直しを検討する。	【こども未来創造館】 クッキングスタジオについては、会議等他用途への活用周知を強化したところ令和5年度の利用率が前年比4.4ポイント増の19.5%となった。 【西新井文化ホール】 予定公演の中止など施設運営上のトラブルを未然に防ぐための予防保全工事や設備に不具合が発生した際の早急な修繕等を行った。 【文化芸術劇場（シアター1010）】 令和2年に舞台・照明・音響の設備機器の更新を行い、施設運営上のトラブルを未然に防ぐ対策を行った。

ウ 今後の取り組み方針

【こども未来創造館】 クッキングスタジオは、利用率が19.5%と依然として低く建物の構造上他のイベント等への活用が困難なことから、令和6年度中に用途変更や施設廃止等、今後の方向性を精査し、令和9年度の大規模改修工事に備えていく。 【西新井文化ホール】 区内最大の客席数（902席）を有するホールであり、区民の身近な文化芸術活動の場として、区内の文化芸術の機運を高める重要な施設であるため、大規模改修工事により施設の長寿命化を図っていく。 【文化芸術劇場（シアター1010）】 本格的な劇場として、著名人も出演する公演を開催しており、足立区の魅力を区外へ発信するシティプロモーション的役割も果たしている施設であるため、令和10年度に予定している大規模改修工事で設備更新や舞台、床、客席等の美観の向上を推進し、劇場として相応しい環境を整備していく。

4 生涯学習センター・地域学習センター等

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	伊興地域学習センター	8	新田地域学習センター
2	梅田地域学習センター	9	竹の塚地域学習センター
3	興本地域学習センター	10	江本地域学習センター
4	江北地域学習センター	11	佐野地域学習センター
5	佐野地域学習センター	12	鹿浜地域学習センター
6	鹿浜地域学習センター	13	生涯学習センター
7	生涯学習センター	14	保塚地域学習センター

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 学習センターによっては、利用度が低い用途がある。 学習センターごとに指定管理者が異なるため、これ以上の運営コストの削減が難しい。 【方針】 地域学習センターの今後は指定管理者の公募方式の見直しを実施し、事業の効率化を推進する。 地域学習センターの地域特性や利用状況に応じた複合施設の構成の見直し、集約化を進める。	【生涯学習・地域学習センター】 地域ごとに複数施設を一体化した公募方式の見直しによるコスト削減等の検討を行ったが、中小企業等の様々な事業者参入の減少等が考えられたため見送った。 大規模改修工事の際は、利用状況に応じて受付カウンター等の配置変更、赤ちゃん休憩室の新設やオストメイト等に対応したバリアフリートイレ等を整備し、多様な方が利用できるよう、設備の充実を図った。

ウ 今後の取り組み方針

【学習センター】 生涯学習活動としての利用が少ない貸出部屋は、他施設を含めた類似機能の集約化の可能性を検討していく。その際は、多様なニーズを踏まえつつ、災害時における第二次避難所（福祉避難所）としての機能がいつでも発揮できるよう、平時からバリアフリートイレなど計画的に設備更新も検討していく。

5 図書館

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	伊興図書館	9	竹の塚図書館
2	梅田図書館	10	中央図書館
3	興本図書館	11	東和図書館
4	江南コミュニティ図書館	調整中	
5	江北図書館		
6	佐野図書館		
7	鹿浜図書館		
8	新田コミュニティ図書館		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 平成26年度の貸出件数は増加しているが、来館者数は、概ね全施設において減少している。 【方針】 利便性のよい駅付近への受渡窓口の設置など、多様なサービス形態を検討する。	コロナ禍の影響により、令和2年度は来館者数が大きく落ち込んだが、令和3年7月に電子書籍提供サービス（あだち電子図書館）、令和4年1月に図書館資料のＩＣタグ管理を導入し、多様なサービスを展開した。 また、子ども向けイベントの充実や居場所としての環境を提供するなど、区民サービス向上の取り組みを実施した。 その結果、令和5年度には、来館者数はコロナ禍以前（令和元年度）の水準に戻ってきた。

ウ 今後の取り組み方針

これまで図書館を利用しなかった人にも来館してもらえよう、図書館協議会などの外部の意見も取り入れながら、時代の要請に合わせて区立図書館全体の運営とサービスを見直していく。 また、令和10年1月に開設を予定している梅田八丁目複合施設の建設にあたっては、図書館、子育てサロン、NPO活動支援センターの機能連携を図るとともに、周辺敷地との一体整備により、西新井・梅島エリアのランドマークとなることを目指していく。
--

6 博物館等

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	伊興遺跡公園展示館	2	郷土博物館

調整中

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 郷土博物館は築38年、伊興遺跡公園展示館は築23年が経過し、展示環境の見直しなど改修工事が必要である。 【方針】 10年以内に、長寿命化計画を策定し、展示環境の改修を含めた計画保全による施設管理を推進する。	【郷土博物館】 令和5年6月から大規模改修工事を行い、展示環境の見直しを行った。また、一部の倉庫を、歴史的価値が高く、保管に温度管理が必要な収集品を置くことができる仕様に改修した。 【伊興遺跡公園展示館】 平成5年の開館以来、古墳時代の生活や祭祀など当時の伊興周辺の状況を伝える、土器や勾玉等の埋蔵文化財の展示を行った。 竣工後30年以上経過しているため、補修が必要な部分や劣化している箇所をその都度修理した。

ウ 今後の取り組み方針

【郷土博物館】 令和7年3月に大規模改修工事が終了する予定である。工事終了後も展示品や区の歴史と関係がある貴重な資料などを適切に保管する必要があるため、室内温度など適切に維持管理を行っていく。 今回の改修で、一部の展示エリアに気密性の高い「エアタイトケース」を新規導入する。今後は国重要文化財レベルの美術品が展示可能となるよう、環境条件を注視しながら運用していく。 【伊興遺跡公園展示館】 施設が老朽化しているため、令和7年度に竪穴式住居を含めた全体のリニューアルの方向性を関係者の意見も聞きながらまとめていく。

7 生物園等

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	桜花亭	3	都市農業公園
2	生物園	調整中	

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 ベルмонт公園陳列館は、築23年経過し、2階展示室へのバリアフリーを含めた改修工事が必要である。 生物園、都市農業公園、桜花亭は、大規模改修実施済みであるが、計画的な維持補修が必要である。 【方針】 ベルмонт公園陳列館は、施設の改修に併せて展示施設の利用方法を関係機関と検討する。 生物園、都市農業公園、桜花亭は、指定管理者と連携し、適正な施設保全を進めるとともに、次期改修時に合わせて長寿命化計画を策定する。	【生物園・桜花亭・都市農業公園】 「一般施設の工事計画（別冊）」で実施予定の大規模改修工事を見据え、緊急対応が必要な工事のみ、指定管理者による小破修繕、施設営繕部による工事で対応している。 【ベルмонт公園陳列館】 「一般施設の工事計画（別冊）」で大規模改修工事を令和9年度に定めた。 展示については、関係機関と相談し姉妹都市であるオーストラリアベルмонт市ゆかりの品の年2回更新や、1階スペースでの昆虫展やクリスマス装飾、コンサート等により利用者増の事業展開を行ったが、利用者数はコロナ禍以前（令和元年度）まで回復していない。

ウ 今後の取り組み方針

【生物園】 令和11年度の大規模改修工事に先立ち、建替工事とのコスト比較を行ったうえで、動物福祉の視点も交え、長寿命化の方法を検討していく。 【桜花亭】 令和10年度の大規模改修工事に向け、より効果的な長寿命化を実施するため、庭園施設を含め、管理運営上の問題点を引き続き抽出していく。 【都市農業公園】 令和9年度の大規模改修工事に向け、公園全体の改修を視野に入れ、施設の再配置を含めた改修計画を立てていく。 【ベルмонт公園陳列館】 令和9年度の大規模改修工事に向け、バリアフリー化の費用対効果や施設の活用方法の見直しを含め、長寿命化について検討していく。
--

8 スポーツ施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	伊興体育館	13	竹の塚温水プール
2	梅田体育館	14	竹の塚体育館
3	興本体育館	15	竹の塚第六公園テニスコート
4	尾竹橋公園テニスコート		調整中
5	上沼田東公園野 テニスコート		
6	江北公園テニス		
7	江北体育館	19	東綾瀬公園温水プール
8	佐野体育館	20	平野運動場
9	鹿浜体育館	21	保木間公園野球場
10	千住温水プール	22	宮元公園テニスコート
11	千住スポーツ公園	23	谷中公園野球場
12	総合スポーツセンター		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 築30年以上経過する施設があり計画的な維持管理・更新が求められる。 【方針】 平成29年度策定予定の「スポーツ施設整備方針」に基づき、計画的に維持管理・更新を進める。	策定を予定していたスポーツ施設整備方針は、足立区公共施設等総合管理計画の個別計画へ変更し、利用者の安全確保の視点から、優先順位をつけて適正に維持管理を行ってきた。 なお、「総合スポーツセンター」「東綾瀬公園温水プール」については、建物の老朽度合いや改修の必要な箇所を調査し、実施時期、工事規模・手法等を検討中である。

ウ 今後の取り組み方針

【総合スポーツセンター】 建物が老朽化しているため、今後、建替えるか長寿命化するための大規模改修工事とするか引き続き検討していく。また、区のスポーツ施設の拠点と位置づけ、多機能かつ多機能を備え、さらに、パラスポーツ推進の拠点としての機能も検討していく。 【東綾瀬公園温水プール】 令和6年度にプール鉄骨ドーム鉄部塗装工事を行い、令和7年度にドーム開閉機構改修工事を行う予定である。施設の老朽化が進んでいるため、適宜、改修を行い、「今後の施設のあり方」を検討し、令和10年度までに方向性を定める。 【その他のスポーツ施設】 施設の定期的なメンテナンスを実施し、適切な維持管理を継続していく。
--

9 校外施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況

調整中

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 教育施設としての制約がある中、一般利用者の利用率を高める必要がある。 【方針】 民間事業者（指定管理者）の創意工夫を活かしながら、利用率の向上を図る。	【鋸南自然の家・日光林間学園】 平成29年度以降、台風被害やコロナ禍に伴う休館があったが、大きな事故なく自然教室を実施した。 一方、一般利用にあたっては、指定管理者が鹿の角を使ったアクセサリーづくりや季節にあわせた食事の提供など創意工夫した事業を展開し、利用者満足度向上に向けて取り組んだ。 利用者アンケートでの満足度では、高水準を維持しており、コロナ禍で低迷した利用者数も回復傾向にある。

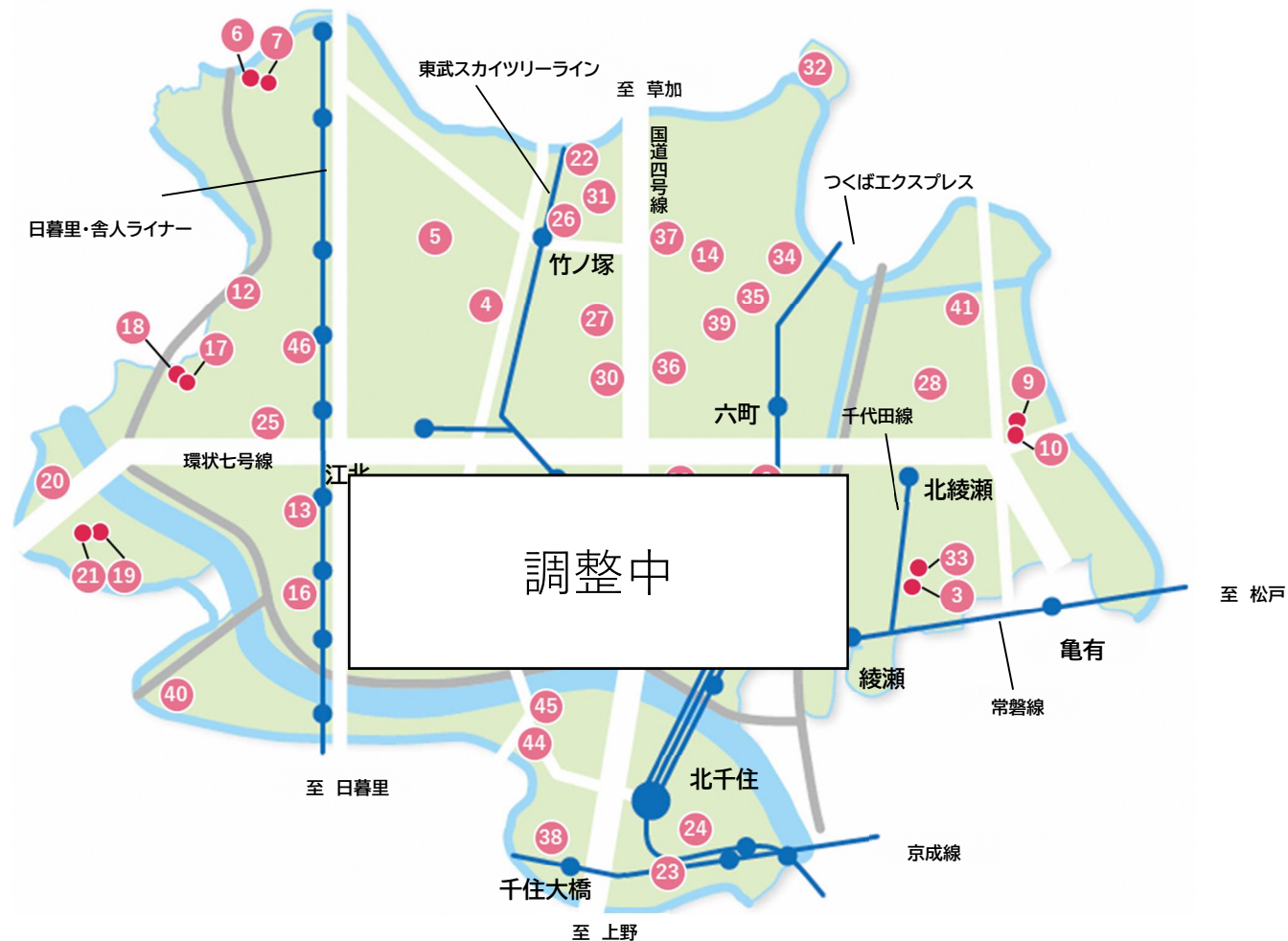
ウ 今後の取り組み方針

今後も自然教室を実施するための教育施設という主たる目的をベースとし、学校利用がない時期は一般開放することで、施設の有効活用を図る。 鋸南自然の家は、大規模改修工事を予定しており、老朽化した設備の改修など施設の長寿命化を図る。 日光林間学園は、施設の老朽化が進んでいるため、今後の施設のあり方を検討していく。
--

10 保育園・こども園

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名	番号	施設名
1	青井おひさま保育園	17	鹿浜こども園第一園舎	33	東綾瀬保育園
2	青井保育園	18	鹿浜こども園第二園舎	34	東花畑保育園
3	あやせ保育園	19	新田おひさま保育園	35	東保木間保育園
4	伊興大境保育園	調整中	調整中		平野保育園
5	伊興保育園				保木間保育園
6	いりや第一保育園				緑町保育園
7	いりや第二保育園				南保木間保育園
8	梅田保育園				宮城保育園
9	おおやたこども園	25	第三上沼田保育園	41	六木保育園
10	大谷田第一保育園	26	竹の塚北保育園	42	本木東保育園
11	興本保育園	27	竹の塚保育園	43	本木保育園
12	加賀保育園	28	辰沼保育園	44	元宿こども園第一園舎
13	上沼田保育園	29	中央本町保育園	45	元宿こども園第二園舎
14	北保木間保育園	30	中島根保育園	46	谷在家保育園
15	五反野保育園	31	西保木間保育園	47	やよい保育園
16	さつき保育園	32	花畑桑袋保育園		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 公共と民間の役割を明確にした施設のあり方の検討が求められている。 【方針】 「待機児童解消アクション・プラン」等に基づき民設民営による保育園・こども園の整備を進め、多様な子育てニーズに対応する。	多様化する保育ニーズに的確に対応するため、地域において公立園が果たすべき役割を整理し、民営化を計画的に進めるため、令和5年に、「足立区立保育園・こども園施設更新計画」を策定した。 この計画に基づき、各地域の中心的な役割を担う拠点園として、現在の30園から暫定的に公立園16園を選定した

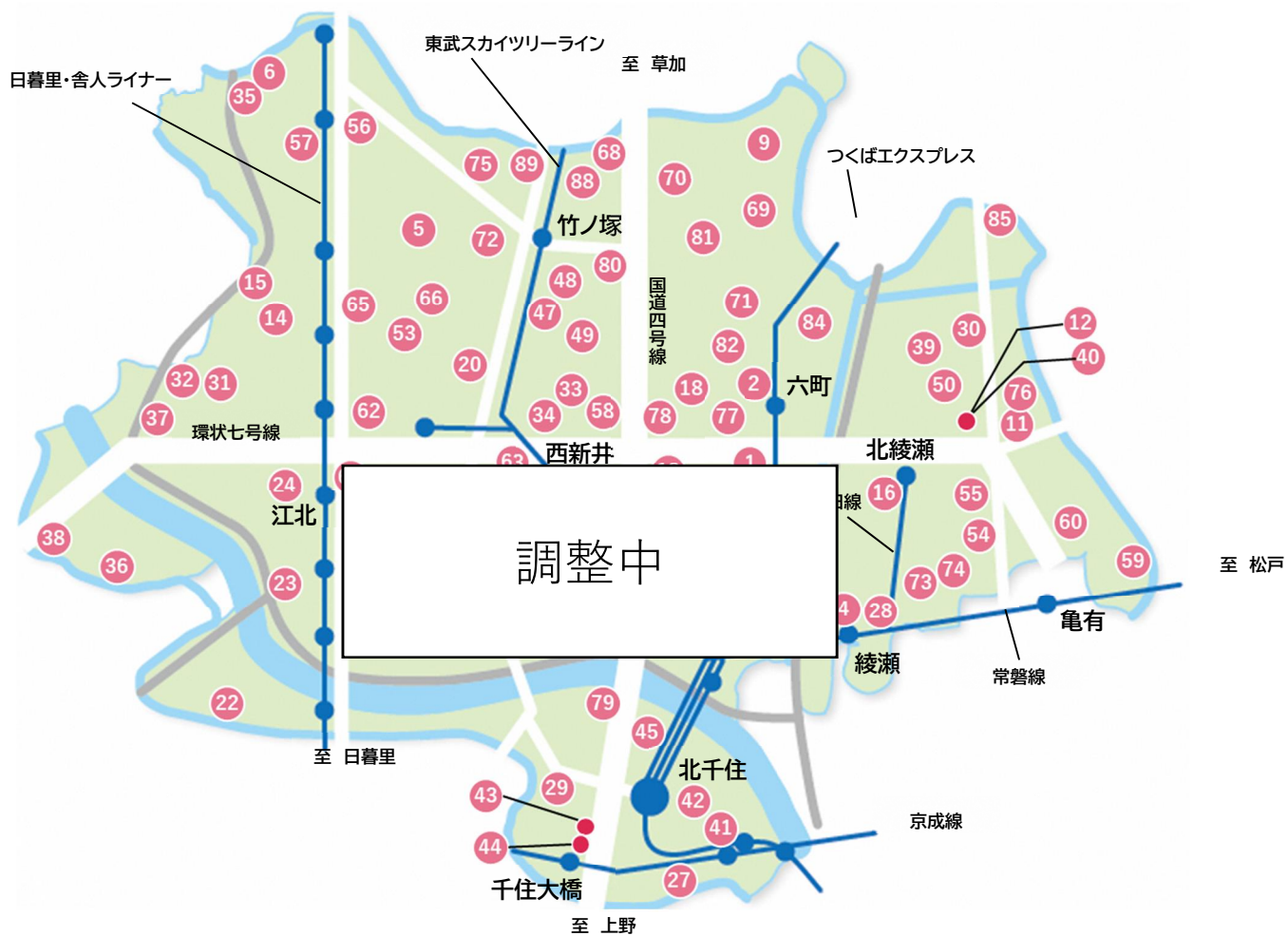
ウ 今後の取り組み方針

公立保育園の多くが築50年を迎え、園舎の更新時期を迎えている。 「足立区立保育園・こども園施設更新計画」で選定した拠点園となる16園の今後の方針として、大規模改修工事などの長寿命化をせず、築60年を一定の基準として建替えを行う。その際は、区立公園への直接移転や学校建替え時に複合化、都営住宅建替え時の新たな創出用地などを活用していく。

1 1 学童保育室

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	青井学童保育室	4 6	たいよう学童保育室
2	あおぞら学童保育室	4 7	たけのこ学童保育室
3	足立学童保育室	4 8	竹の塚学童保育室
4	綾瀬学童保育室	4 9	竹の塚六月学童保育室
5	伊興学童保育室	5 0	たんぼぼ学童保育室
6	入谷学童保育室	5 1	中央本町学童保育室
7	梅島学童保育室	5 2	つくしんぼ学童保育室（2室）
8	梅田学童保育室	5 3	つぼみ学童保育室
9	桜花学童保育室	5 4	東和学童保育室
1 0	扇学童保育室	5 5	東和学童保育室分室（2室）
1 1	大谷田学童保育室	5 6	舎人学童保育室
1 2	大谷田谷中学童保育室	5 7	とねりこ学童保育室
1 3	興本学童保育室（2室）	5 8	中央根学童保育室
1 4	押皿谷学童保育室	5 9	中央根学童保育室
1 5	加賀学童保育室	6 0	中央根学童保育室
1 6	加平学童保育室	6 1	中央根学童保育室
1 7	亀田学童保育室	6 2	中央根学童保育室
1 8	くすの木学童保育室	6 3	西新井栄町学童保育室
1 9	栗島学童保育室	6 4	西新井本町学童保育室
2 0	栗原北学童保育室（2室）	6 5	西伊興学童保育室
2 1	弘道学童保育室	6 6	西伊興ほがらか学童保育室
2 2	江南学童保育室	6 7	にじっこ学童保育室
2 3	江北学童保育室	6 8	西保木間児童館学童保育室
2 4	江北五色のさくら学童保育室	6 9	花畑第一学童保育室
2 5	五反野学童保育室	7 0	花畑学童保育室
2 6	さかえっこ学童保育室	7 1	花保学童保育室
2 7	せきや学童保育室（2室）	7 2	はやぶさ学童保育室
2 8	さくら学童保育室（3室）	7 3	東綾瀬学童保育室
2 9	さくらっこ学童保育室	7 4	東綾瀬学童保育室分室
3 0	佐野学童保育室	7 5	東伊興住学童保育室
3 1	鹿浜学童保育室	7 6	ひがし学童保育室
3 2	鹿浜未来学童保育室（2室）	7 7	東栗原学童保育室
3 3	島根学童保育室	7 8	平野学童保育室
3 4	しまねっ子学童保育室	7 9	ふたば学童保育室
3 5	しらさぎ学童保育室	8 0	浏江学童保育室
3 6	新田学園学童保育室	8 1	浏江第一学童保育室（2室）
3 7	新田学園第二学童保育室（3室）	8 2	保塚学童保育室
3 8	新田学童保育室	8 3	みどり学童保育室（2室）
3 9	神明学童保育室	8 4	南花畑学童保育室
4 0	すばる学童保育室	8 5	六木学童保育室
4 1	千住あずま学童保育室	8 6	本木関原学童保育室
4 2	千寿常東学童保育室	8 7	やよい学童保育室
4 3	千寿学童保育室	8 8	ゆずりは学童保育室
4 4	千住河原町学童保育室（2室）	8 9	レインボー学童保育室
4 5	千住本町学童保育室		

調整中

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 共働き世帯の増加に加え、児童福祉法の改正により対象が小学校6年生までに拡大されたことから、待機児童が増加している。 【方針】 住区センターの大規模改修や小学校の施設更新に合わせて、定員の増員等を図る。 小学校の施設更新等に合わせて、学校内への学童保育室の整備を検討する。	平成29年度以降、9つの学童保育室の運営に新たに指定管理者制度を導入した。 また、そのうち7つは学校内に学童保育室を整備した。

ウ 今後の取り組み方針

学童需要の多い地域の小学校内の学童保育室設置を中心に、民設学童保育室の誘致や放課後子ども教室との一体的な運用の検討により、子どもたちが安全・安心に過ごせる放課後の居場所の確保を総合的に進めていく。 待機児対策としては、学童保育室を真に必要としている児童を把握したうえで、校内学童保育室と放課後子ども教室の一体化を推進し、放課後の子どもの居場所の確保策を検討していく。

紙面構成の都合により本ページ余白

12 子育てサロン

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	子育てサロン綾瀬	7	子育てサロン千住大橋
2	子育てサロンおおやた	8	子育てサロン竹の塚
3	子育てサロン上野	調整中	
4	子育てサロン北千住		
5	子育てサロン関町		
6	子育てサロン千住		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 子育て世代の流入による利用者の増加への対応が必要である。 【方針】 民間施設の活用も含めて計画的な整備を進め、多様な子育てニーズに対応する。	令和2年度に「足立区子育てサロン整備計画」を策定し、専門のスタッフを配置して相談体制を充実させている拠点型子育てサロン、気兼ねなく過ごせる居場所としての児童館子育てサロン、広範囲の利用者層を対象に子育てサロンを知る契機と位置づけている商業施設等内の子育てサロンと、機能別に3タイプに分け、多様化する子育て世代に柔軟に対応できる計画とした。 また、0～1歳児の利用者増に応じたイベント実施や土、日、祝日も開設する子育てサロンを増やしていくなど多様なサービスの展開を行っている。

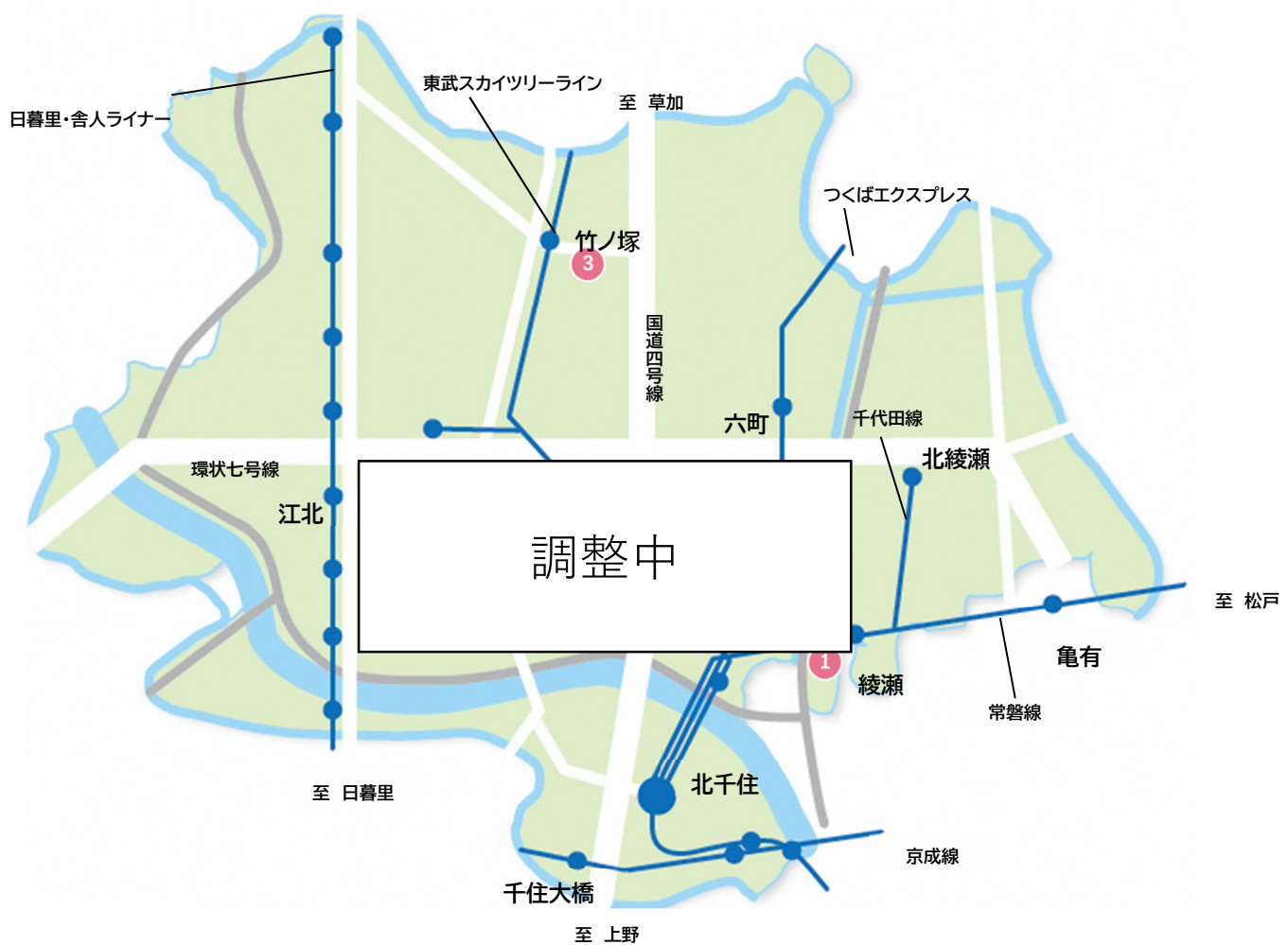
ウ 今後の取り組み方針

育児家庭の状況がますます多様化しており、それぞれのニーズに合わせた子育てサロンの設置が必要になっているため、引き続き3タイプの子育てサロンの役割を周知し、利用者への浸透を図っていく。 また、3タイプの子育てサロンを需要に応じてバランスよく配置していくために、令和6年度中に「子ども・子育て支援事業計画」に連動させて「足立区子育てサロン整備計画」を改定する。今後も5年ごとに「足立区子育てサロン整備計画」を見直し、育児家庭のニーズに合わせた施設の配置等の検討を行っていく。

13 こども支援センター

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	綾瀬教育相談	3	竹の塚教育相談
2	こども支援センター 北千住		

調整中

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 子どもの発達や教育に関する相談等が増加傾向にあり、支援体制の拡充が求められている。 【方針】 増加する相談件数に対応するため、効率的な支援体制の構築に向けた施設の適正配置を検討する。	【こども支援センターげんき】 相談件数の増加および、専門的かつ多様化する支援の需要に迅速に対応できる子育てに関する窓口の専門施設とするため、基幹包括支援センター及び社協ヘルパーステーションを移転し、占有面積を拡充した。 【綾瀬教育相談】 増加する不登校児童生徒への支援拡充のため、勤労福祉会館内の「勤労福祉サービスセンターゆう」事務室跡を借受け、チャレンジ学級（教育支援センター機能）専用教室（3室）を確保し学習環境の改善を図るとともに、チャレンジ学級との兼用だった相談室（3室）を相談専用とし対応可能件数の増加を実現した。 【竹の塚教育相談】 増加する不登校児童生徒への支援拡充のため、令和元年に北部地域の相談拠点として民間施設を借用した竹の塚教育相談を開設した。

ウ 今後の取り組み方針

【こども支援センターげんき】 築15年が経過しており、計画的に改修工事が必要であるため、教育相談機能が維持できる工事手法等を精査してく。 また、就学前相談や不登校児童、生徒の相談とも相談件数の増加に伴い、相談室や職務スペースも慢性的に不足している状況であるため、今後の需要増を見極めながら、教育相談業務の地域分担の変更、改築、移転又は一部移転等を含めて様々な視点で検討していく。 【綾瀬教育相談】 今後も不登校児童生徒の増加や教育相談機能の需要増を見極めながら、受入れ体制の拡充など、必要な対応を検討していく。 【竹の塚教育相談】 今後も不登校児童、生徒の増加や教育相談機能の需要を踏まえ、受入れ体制の拡充など必要な対応について、現在、賃借している竹の塚教育相談の移転を含め、竹の塚地区エリアデザイン計画の中で検討していく。

1 4 保健センター

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	足立保健所	4	千住保健センター
2	江北保健センター	5	竹の塚保健センター
3	すこやかプラザ (令和7年3月)		調整中

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 計画的な施設更新と施設の維持管理が課題である。 【方針】 計画的な改修や適切な維持管理を進める。	【足立保健所】 建設から約40年を迎え、修繕及び改修工事の必要な箇所が年々増えているが、速やかに修繕し適切な維持管理を行っている。 【竹の塚保健センター】 建設から約20年を迎え、必要な修繕を行い適切な維持管理を行っている。 【江北保健センター】 江北地区のエリアデザイン計画の中で医療・介護・健康の拠点となる新たな施設を建設し移転する予定である。 【千住保健センター】 建設から約25年を迎え、大規模な改修工事が必要であるため、適切な維持管理を行い、大規模改修工事に向けた準備をしている。 【東部保健センター】 建設から約20年を迎える仮設建物であるが、必要に応じて修繕を行っている。

ウ 今後の取り組み方針

【足立保健所】 令和11年度以降に大規模改修工事を計画しており、今後、改修工事の内容や方法、改修工事期間中におけるサービスの提供方法を検討していく。 【竹の塚保健センター】 竹ノ塚駅前の「エミエルタワー竹の塚」の一部を区分所有している施設であるため、エミエルタワー竹の塚管理組合と協議・調整を行いながら、設備系の改修工事を計画的に実施していく。 【江北保健センター】 現在、医療・介護・健康の拠点として、複数の関連する施設を複合化した「すこやかプラザ あだち」へ令和7年4月の開設に合わせ移転する。 【千住保健センター】 千住庁舎の大規模改修工事期間中（令和8～9年度予定）は、保健サービスを継続するため、千住仲町暫定駐車場に仮設建物を建設し、仮移転する。 【東部保健センター】 仮設建物の建設時から約20年を迎えるため、令和11年秋以降、旧こども家庭支援センター等跡地に移転を予定している。今後も適切な維持管理を行っていく。

15 高齢者福祉施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	築年数	番号	施設名	築年数
1	高齢者在宅サービスセンター谷中※1	45	6	特別養護老人ホーム六月	29
2	千住西複合施設※2	40		高齢者在宅サービスセンター六月	
	地域包括支援センター千住西			地域包括支援センター六月	
3	特別養護老人ホームさの	調整中	サービスセンター西綾瀬	28	
	高齢者在宅サービスセンター		ター西綾瀬		
	地域包括支援センターさの		ム中央本町		
4	高齢者在宅サービスセンター		サービスセンター中央本町	24	
	地域包括支援センター日の出		地域包括支援センター中央本町		
5	特別養護老人ホーム扇	31	9	高齢者在宅サービスセンター西新井	21
	地域包括支援センター扇			地域包括支援センター西新井	

※1 高齢者在宅サービスセンター谷中は、谷中中学校内に設置

※2 千住西複合施設には、地域包括支援センターを設置

※3 高齢者在宅サービスセンター日の出及び地域包括支援センター日の出は、区所有の建物ではなく借用施設

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 施設改修方法の検討が必要である。 【方針】 施設の更新時に、可能な限り民設民営への移行を目指す	【特別養護老人ホーム】 公設民営の特別養護老人ホーム（4施設）は、老朽化に伴う大規模改修工事が必要な時期であり、大規模改修工事の方法について施設を運営する法人との間で協議を進めている。

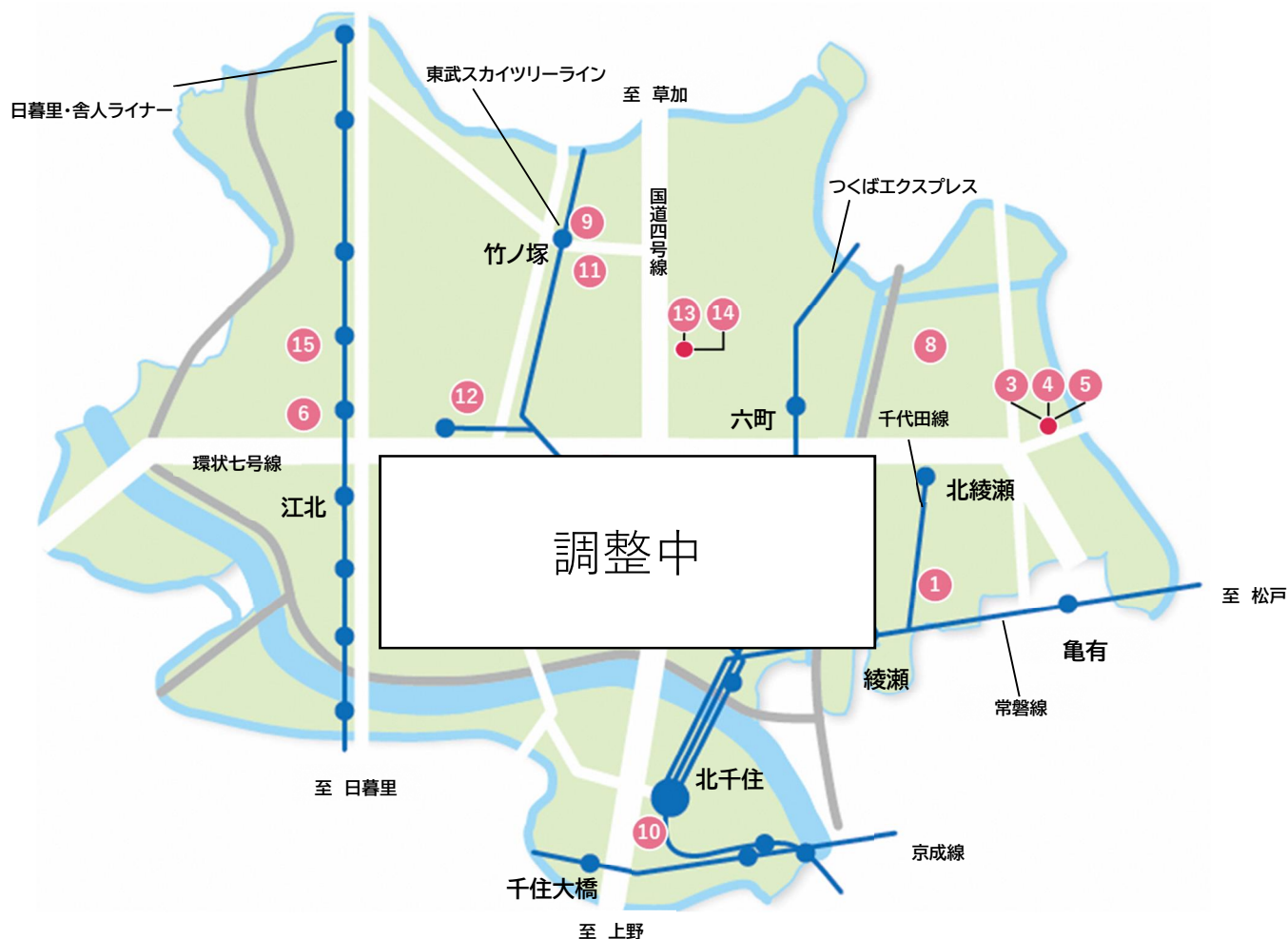
ウ 今後の取り組み方針

【特別養護老人ホーム】 公設民営の特別養護老人ホーム（4施設）は、令和13年度までに3施設の大規模改修工事の実施を予定している。残り1施設についても、工事の実施時期や実施方法等を検討していく。 今後、施設を運営する法人と将来的に施設の譲渡や施設のあり方などについて協議を進めていく。 【高齢者在宅サービスセンター】 特別養護老人ホーム内に併設している4か所の高齢者在宅サービスセンターは特別養護老人ホームに準じて検討していく。 また、UR住宅、都営住宅内や学校内にある4か所の高齢者在宅サービスセンターは、設備機器を中心に計画的な保全を行っていく。 【地域包括支援センター】 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に対応する地域の拠点として、区施設内への複合化を順次検討していく。 【千住西複合施設】 昭和59年築で施設が老朽化しており、敷地が狭く障がい者用駐車場やエレベーターの新設など、公共施設として求められるバリアフリー化に対応するための大規模改修工事ができないため、今後10年を目途に施設用途の廃止に向け関係所管と検討していく。
--

16 障がい者福祉施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	綾瀬福祉園	9	精神障がい者自立支援センター (こねくとりい)
2	梅田ひまわり工房	調整中	り作業所
3	大谷田グループホーム		い福祉館
4	大谷田就労支援センター		わり工房
5	大谷田ホーム		所支援施設
6	江北ひまわり作業所	14	東六月町ひまわり作業所
7	障がい福祉センターあしすと	15	谷在家障がい福祉施設
8	神明障がい福祉施設		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 作業所は、築50年以上経過する施設をはじめ、老朽化が顕著である。 障がい者福祉施設の一部は、さらなる運営形態等の見直しが必要である。 【方針】 作業所は、老朽化の度合いに応じ計画的に維持管理・更新を進めるとともに、集約化や統合を検討する。 障がい者福祉施設は、施設の更新時等に、可能な限り民設民営への移行を目指す。	築50年を経過し、施設の老朽化が進んでいるが、障がい者が日々利用する施設であるため、大規模改修工事が困難である。 そのため、状況を見ながら小破修繕や設備系の機器入替を行っている。

ウ 今後の取り組み方針

【心身障がい者通所等施設】 現在ある区所有施設については、大規模改修工事が実施できる環境整備を行い、計画的に進めていく。 都営住宅の建替えに伴い創出用地などが得られた場合は、民設民営での施設整備を検討していく。 【障がい福祉センターあしすと】 照明器具のLED化について、計画的に実施していく。 また、障がい者の通所等を中止できない施設のため、今後改修が必要となる給排水設備やエレベーターの修繕時期や工事方法について庁内調整を行っていく。 【精神障がい者自立支援センター（ふれんどりい）】 施設をより長く安定的に運営していけるよう、引き続き定期的な施設メンテナンスを行い、適切な維持管理を実施していく。

17 その他保健・福祉施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	足立区医師会館休日応急診療所	5	竹の塚休日応急診療所・ 竹の塚休日応急歯科診療所
2	足立区歯科医師会 センター	調整中	
3	江北休日応急診療所		
4	総合ボランティアセンター		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 青井授産場は、利用者が高齢化しており人数も少なくなっている。 西綾瀬ボランティアセンターは、施設の老朽化が課題である。 【方針】 青井授産場は、利用者の推移をみながらあり方について検討する。 西綾瀬ボランティアセンターは、利用状況を踏まえて施設のあり方を検討する。	【青井授産場】 施設の老朽化や利用者の高齢化による需要がなくなったため、令和4年度末に廃止した。 【西綾瀬ボランティアセンター】 施設の老朽化が進行したことと施設利用率が10.5%まで低下（令和5実績）したことを踏まえ、令和6年度末での施設の廃止について施設利用者に説明を行い、理解を得た。 【総合ボランティアセンター】 毎年度設備点検を実施し、破損等が発生した場合には、補修を行った。

ウ 今後の取り組み方針

【西綾瀬ボランティアセンター】 西綾瀬ボランティアセンターは令和6年度をもって廃止し、施設・土地の利用について、庁内での活用を調査するとともに、関係所管と検討していく。 【総合ボランティアセンター】 独立行政法人都市再生機構（UR）から借用している施設であるため、引き続き施設利用に支障がないよう、適切な設備点検の実施とともに、破損等が発生した場合には迅速に対処していく。 【休日応急診療所・休日応急歯科診療所、口腔保健センター（足立区歯科医師会館内）】 医療機関の診療時間外であっても、応急的医療を確実に提供することは、区民が安心できる医療体制づくりにおいて極めて重要である。急病時に区内どのエリアからもアクセスできるよう、足立区医師会館の間借りを含めた医科4所・歯科1所での休日100%継続開設に努めていく。 また、障がい児歯科診療事業についても、区内唯一の専門施設である口腔保健センターとの賃貸借契約により継続実施し、区民の健康維持を図る。

18 産業施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	あだち産業センター	3	千住一丁目創業支援館「かがやき」
2	勤労福祉会館	4	西保木間複合施設
			工房館
調整中			

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 施設や時間帯によって、一部利用度が低い機能がある。 【方針】 利用度が低い機能については、他施設との集約等、施設のさらなる有効活用を進める。 鹿浜小売市場は都営住宅の耐震補強工事を実施しないことが決定したため、廃止する。	【千住仲町創業支援館「はばたき」】 千住エリアに創業支援施設が増えたことや建物の老朽化により利用度が低くなったため「千住仲町創業支援館はばたき」を平成31年3月に廃止した。 【鹿浜小売市場】 都による都営鹿浜五丁目アパートの解体が決定するまでは、閉鎖状態である。

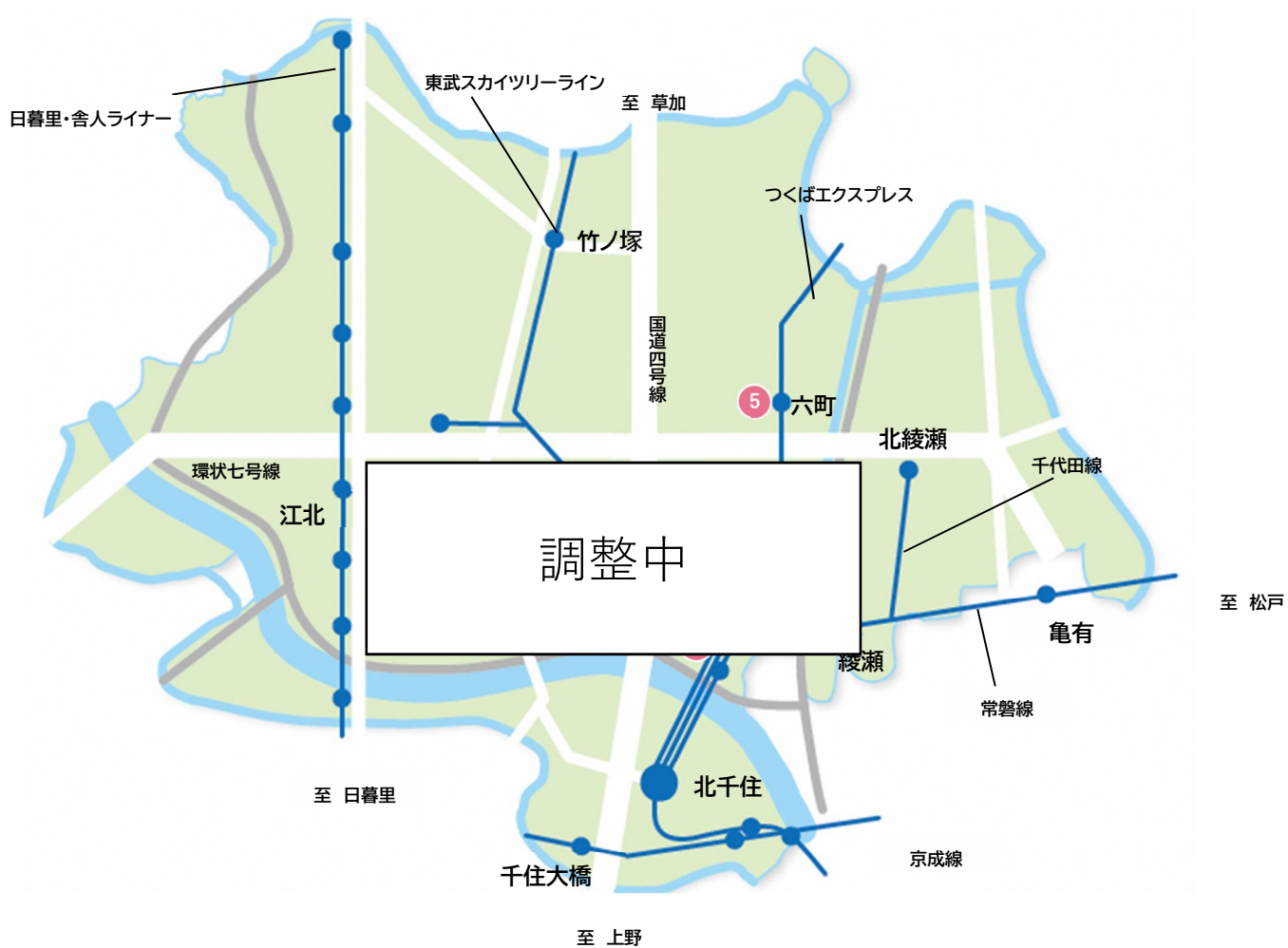
ウ 今後の取り組み方針

【あだち産業センター】 経営者が情報の収集や交流の場としても活用できる施設であり、今後も計画保全に努め区内事業者や創業者の支援施設として利用しやすい環境を整え運営していく。 【勤労福祉会館】 民間集合住宅の一部を区分所有しているため、民間集合住宅の管理組合と協議・調整を行いながら、部分的な改修を計画的に実施していく。 【千住一丁目創業支援館「かがやき」】 千住エリアでは、創業者のオフィス需要は一定数あるため、引き続き創業支援施設の運営を行っていく。 【西保木間複合施設】 公益社団法人足立区シルバー人材センターの事務局及び北部支所が併設されている施設である。高齢であるシルバー人材センターの会員が利用しているが、施設内のバリアフリー化が進んでいないため、計画的に修繕・改修を進めていく。今後、大規模改修工事を検討する際は、バリアフリー化された民間施設等も含め、当該施設の近隣かつ同規模の施設への移転も視野に入れながら対応を検討していく。 【まちづくり工房館】 外壁、屋上防水工事を予定しており、適切に施設の維持・管理を行っていく。

19 本庁舎・その他行政施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	足立区役所	4	男女参画プラザ
2	五反野職員住宅	調整中	
3	消費者センター		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 計画的な施設更新と施設維持管理が課題である。 【方針】 引き続き、計画保全に取り組むため、保全計画に基づく適正な維持管理を進める。	【本庁舎（中央館・南館・北館・別館）】 保全計画に基づき、予防保全を実施しているが、突発的な機器故障が頻発しており事後保全が増加している。 また、北館大規模改修については、資材や人件費の高騰から工事を分離し、災害対策に関わる1期工事のみ開始した。

ウ 今後の取り組み方針

【本庁舎（中央館・南館・北館・別館）】 今後も保全計画に基づく適正な維持管理を基本としながらも、より一層、機器故障の事前把握ができる管理体制を構築するなど、安心安全でありかつ災害時における本部施設として機能ができる維持管理を実施していく。 また、北館の大規模改修については、空調機器の延命が非常に厳しくなっていることから、令和8年から残りの工事が施行できるよう計画を進めていく。 【六町駅前安全安心ステーション】 令和3年に地域住民の地域に根ざした防犯活動の拠点となる施設として新たに建設した。施設開設時から建物総合管理委託として修繕が必要な箇所の把握を行い計画修繕としていく。 【五反野職員住宅】 五反野職員住宅は令和8年3月末で閉鎖する。入居する全職員が退去する令和8年1月末まで引き続き、適正な施設の維持管理を行っていく。

20 福祉事務所

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	中部第一福祉課	4	東部福祉課
2	西部福祉課		課
3	千住福祉課		
調整中			

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 生活保護受給世帯の増加による執行体制の拡充が課題である。 【方針】 生活保護受給世帯の推移をみながら最適な執行体制の確保に向け、担当エリア内での適正配置を検討する。	受給者数の推移をみながら業務の効率化及び執行体制の見直しを行った。 2019年度 有子世帯に特化した係の新設 2021年度 訪問支援端末(タブレット端末)の試験的導入 2022年度 介護扶助適正化専門員を<u>生活保護指導課*</u>に集約 2024年度 段階的に資産調査専門員を<u>生活支援推進課</u>へ集約 ※2024年度に課の名称変更

ウ 今後の取り組み方針

【中部第一福祉課、中部第二福祉課】 中部第一福祉課については、本来は管轄区域内にあることが望ましいが、移転場所の確保が難しい。このため、現状維持のまま、業務手順の統一化や更なる効率化を進め、区民サービスの向上に努める。 将来的に管轄区域の見直し行う等、執行体制の変化があった際に対応できるように、移転先の検討も続けていく。 【千住福祉課】 大規模改修工事（令和8～9年度予定）までは、施設利用者に支障がないよう適切な修繕を行っていく。また、工事期間中は、施設利用者の動線への配慮など安全管理を行い、窓口業務を継続し行政サービスを維持していく。 【東部福祉課】 大谷田地域の区営住宅（令和10年度建替え予定）へ複合化していく。 【西部福祉課】 大規模改修工事（令和8～10年度予定）までは、施設利用者に支障がないよう適切な修繕を行っていく。また、工事期間中は江北保健センター跡地へ仮移転して窓口業務を継続していく。 【北部福祉課】 施設が老朽化しているため、竹の塚地域の区営住宅との複合化を検討していく。

2 1 区民事務所

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	伊興区民事務所	1 0	竹の塚区民事務所
2	梅田区民事務所	1 1	中央本町区民事務所
3	興本区民事務所	1 2	舎人区民事務所
4	江南区民事務所	調整中	
5	江北区民事務所		
6	佐野区民事務所		
7	鹿浜区民事務所		
8	新田区民事務所	1 7	保塚区民事務所
9	千住区民事務所		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 コンビニでの諸証明の発行件数や区民事務所の利用実態を踏まえた、施設のあり方の検討が必要である。 【方針】 諸証明発行業務を駅周辺の区民事務所へ集約し、窓口業務と地域支援業務を分離する等、区民事務所のあり方を総合的に検討していく。	窓口業務と地域支援業務の分離を含めた施設の集約等について、エリアデザイン計画や周辺地域の再開発と一体的に検討するため、引き続き「区民事務所のあり方」を総合的に検討している。

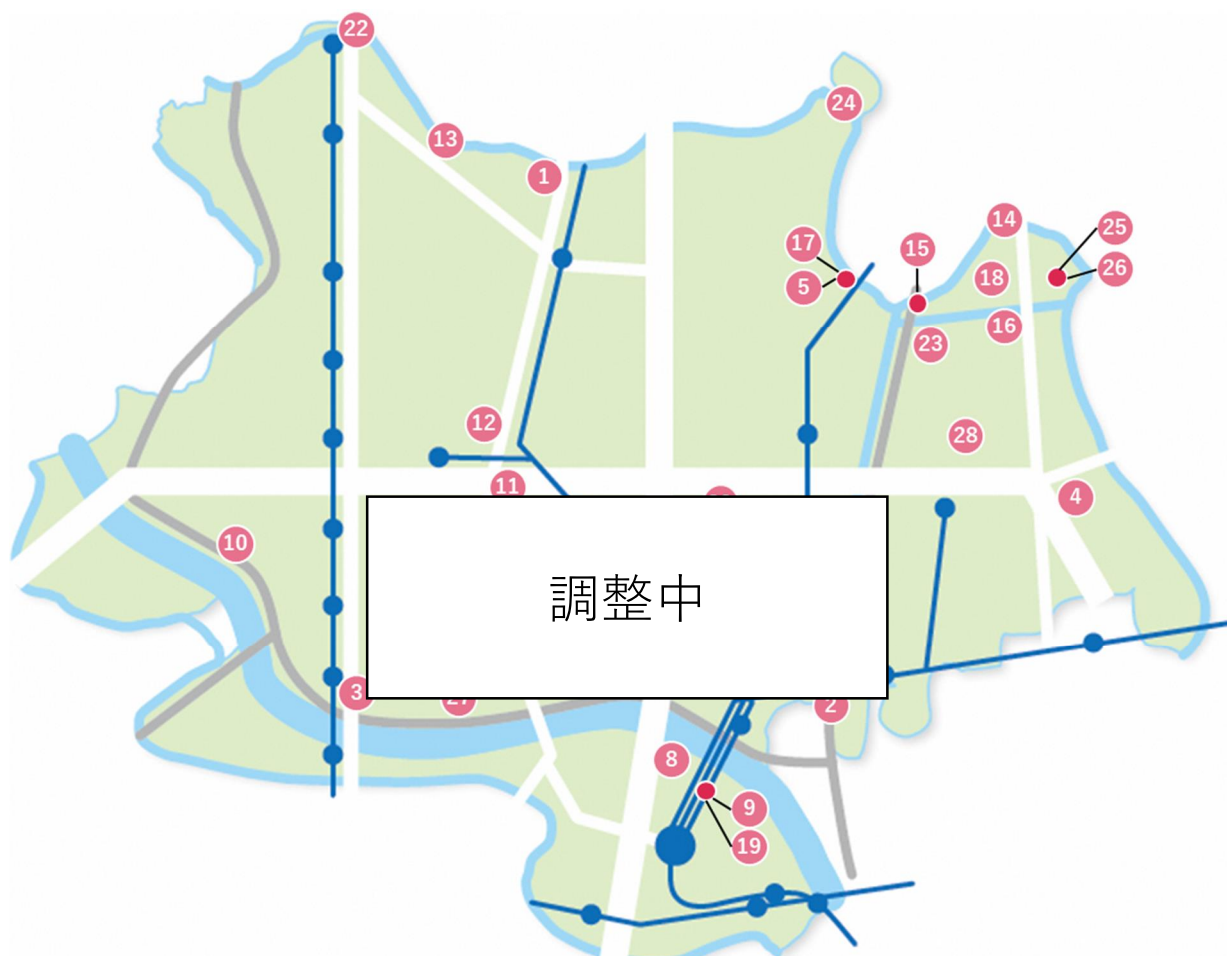
ウ 今後の取り組み方針

窓口業務の取扱件数は区民事務所全体で減少傾向にあり、取扱件数や来庁者数が大きく異なることやマイナンバー制度や自治体DXの充実により区民事務所のニーズの将来的な低下が見込まれるが、地域支援業務を巡っては、従来にも増して支援の充実が求められている状況にある。 このため、目的が大きく異なる窓口業務と地域支援業務を分離することの必要性について、引き続き検討していく。
--

2 2 環境関連施設

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	足立清掃事務所	1 5	小溜井水門
2	裏門堰排水場樋管	1 6	桜木橋人道橋排水施設
3	扇大橋排水場	1 7	下沼排水場
4	大谷田地下道排水施設	1 8	神明町排水場
5	葛西用水第一水門	1 9	千住旭町排水場
6	川田橋排水場	調整中	排水場
7	川田橋排水場樋管		排水場樋管
8	環境情報プラザ		
9	北千住地下道排水		管
1 0	熊之木排水場	2 4	花畑七丁目排水場
1 1	栗原排水場	2 5	花見橋水門管理所
1 2	栗原四丁目排水場	2 6	花見橋排水場樋管
1 3	古千谷橋排水場	2 7	本木排水場
1 4	小溜井引入口水門	2 8	谷中排水場
		2 9	足立清掃事務所曙分室

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 あだち再生館は、交通利便性が低く、年間入館者数は約3～4万人で推移している。 清掃事務所は都からの移管時の協定により、平成31年度まで利用制限がある。 【方針】 あだち再生館は、移転や他の施設との複合化も視野に入れ、施設のあり方を検討する。 清掃事務所及び曙分室は、区内清掃事業の拠点として活用する。また、その他の清掃事務所分室は、他用途への転換など、有効な資産活用を進める。	【あだち再生館】 施設のあり方を検討した結果、新たなコンセプトの環境施設として、交通の便が良い、生涯学習総合施設（学びピア21）内に移転し、荒川ビジターセンターと統合した「環境情報プラザ」を開設した。 【足立清掃事務所 中央本町分室、伊興分室、江北清掃作業所】 中央本町分室、伊興分室を廃止して定期借地権により土地の貸付を行い、民設民営の保育所や障がい者通所施設を誘致し財源を確保した。また、江北清掃作業所については、令和3年に民間事業者売却した。

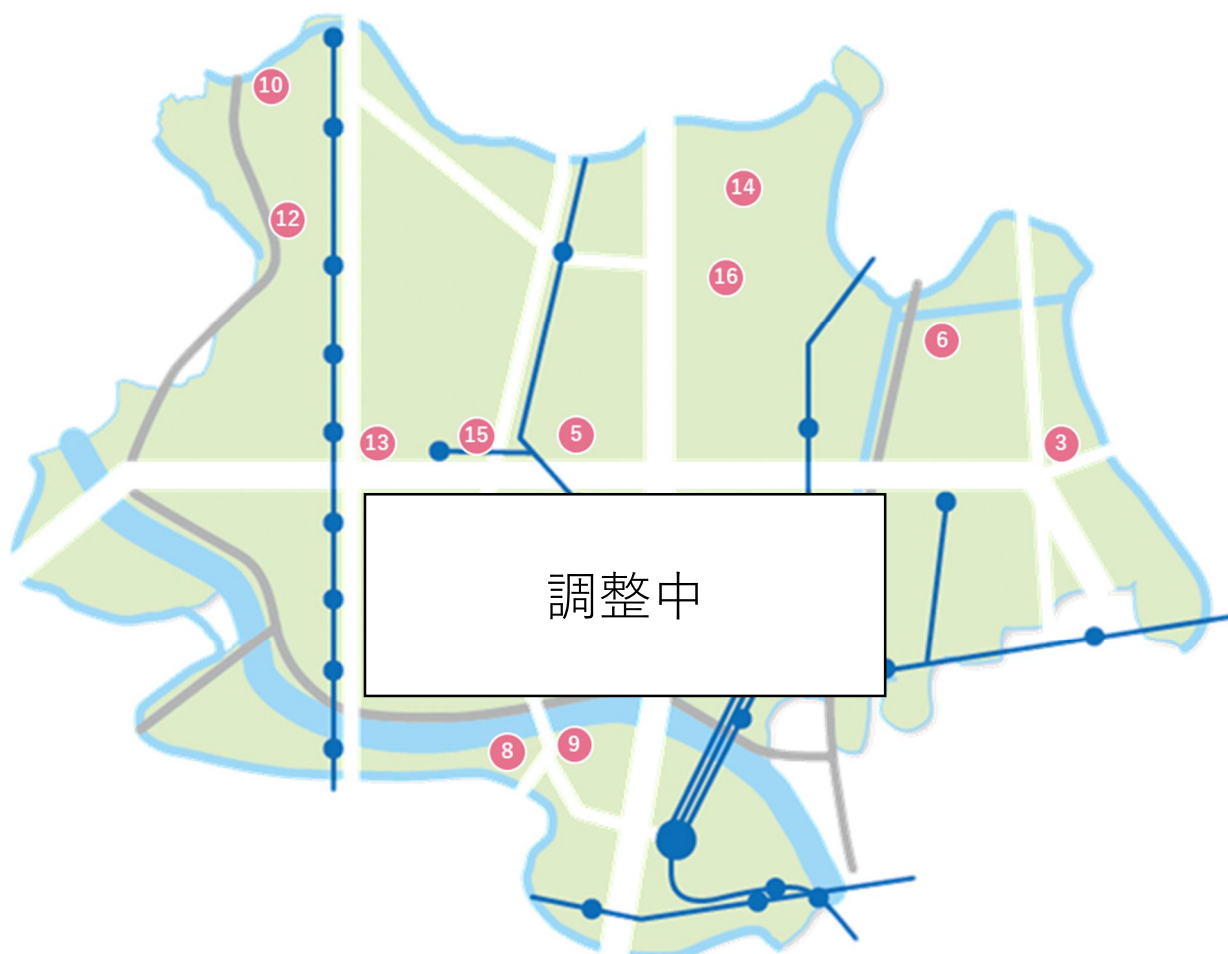
ウ 今後の取り組み方針

【環境情報プラザ】 建物を管理する生涯学習支援課（生涯学習センター施設管理者）と連携して、適切な維持管理を実施していく。 【足立清掃事務所】 施設の老朽化やバリアフリー面、地下にある設備などの水害対策が必要であるため、今後、建替えに向けた基本計画策定(令和6～7年度)や基本設計(令和9～10年度)をしていく中で、環境に配慮した建物のZEB化を検討していく。 【足立清掃事務所曙分室】 引き続き、千住地域の清掃事業の拠点としての機能を残し、事務所の分室として使用するため、施設の適切な維持管理に努めていく。 【河川・水路等排水場施設】 現在、稼働している施設及び廃止している水門や樋管（水路）は、長期的な更新及び撤去計画を作成していく。
--

2 3 災害備蓄倉庫・水防倉庫

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	梅島災害備蓄倉庫	9	千住元町災害備蓄倉庫
2	梅島資機材置場	10	第二舎人災害備蓄倉庫
3	大谷田災害備蓄	調整中	水防倉庫
4	興本災害備蓄倉		備蓄倉庫
5	島根災害備蓄倉		丁目資材置場
6	神明南材料置場		倉庫
7	関原防災広場内倉庫 (関原中央公園)	15	防災まちづくり緊急連絡室 (A棟～D棟)
8	千住桜木災害備蓄倉庫	16	保木間災害備蓄倉庫

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 計画的な施設更新と施設の維持管理が課題である。 災害備蓄倉庫は、現時点では倉庫の空きスペースを災害時の支援物資の集積場として活用する予定だが、十分な広さが確保できない。 【方針】 計画的な改修や適切な維持管理を進める。 災害備蓄倉庫は、倉庫事業者との協定締結等連携を進める。	【災害備蓄倉庫】 施設の老朽化による定期的な修繕や、災害時の緊急的な対応はあったが、事業者と調整しながら適切な維持管理に努めた。 また、災害備蓄倉庫内の物資について、古くなり不要になった備蓄品の処分や入れ替え、リパック等を実施することで空きスペースの捻出に取り組んだ。 さらに、倉庫事業者と契約締結し、区で管理している倉庫以外のスペースを確保・運用可能な体制を整備した。 【水防倉庫・資機材置場】 災害対応用の資機材を保管している倉庫であるため、日頃から点検を行い災害時に対応できるよう環境を整えた。 また、備蓄物品の見直し等により倉庫内の空きスペースを確保し、災害時の運用を考慮した物品の適正配置を実施した。

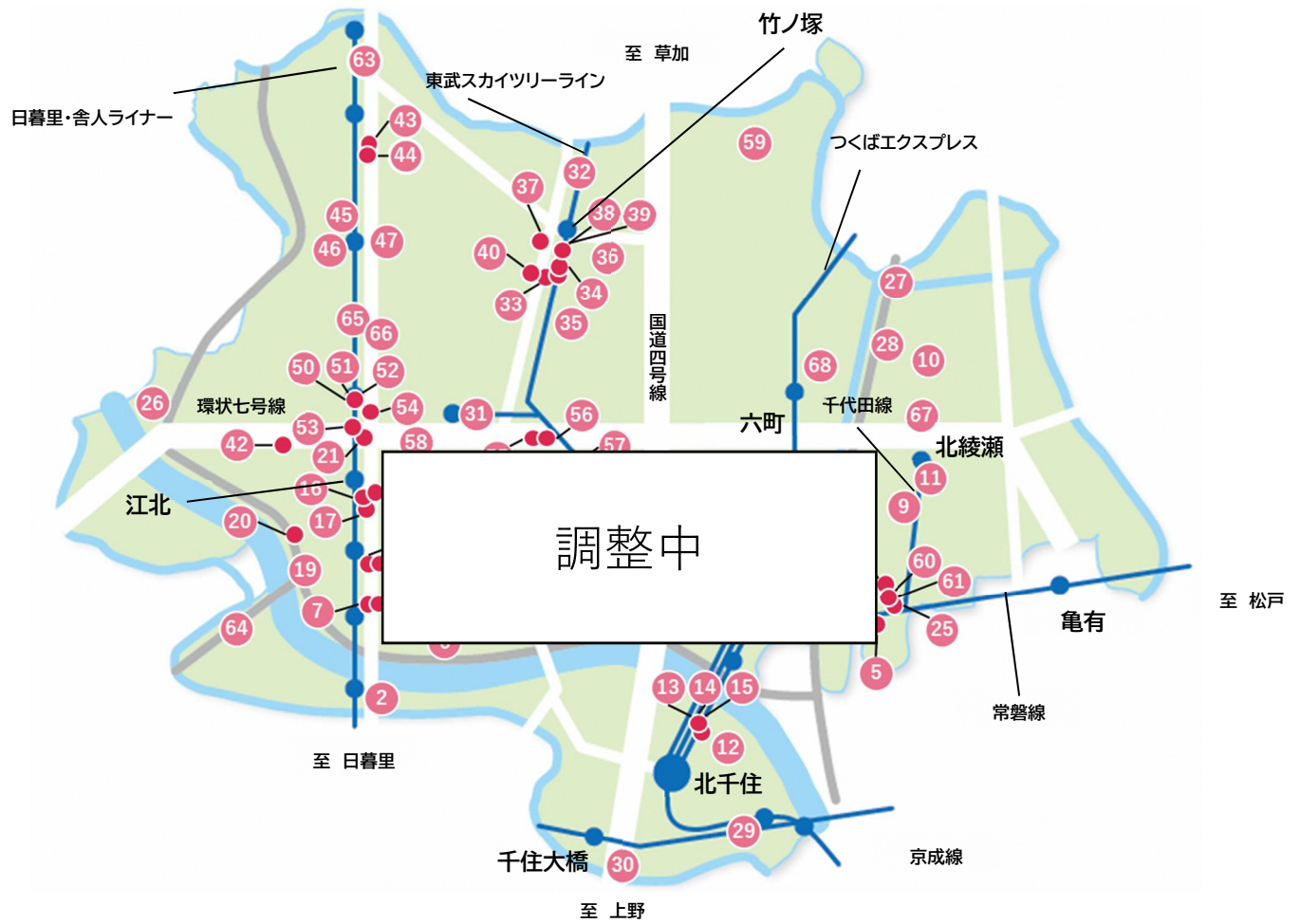
ウ 今後の取り組み方針

【災害備蓄倉庫】 災害備蓄倉庫の再構築については、老朽化や浸水深、3日分の備蓄食糧など地域ごとのバランスを考慮し、「現在」、「令和10年度まで」、「令和11年度以降」のフェーズに分けて検討しており、将来的には4つ程度の地域（中部、西部、東部、千住地域に1か所程度）への集約を目指している。 このうち、西部地域には、旧入谷南小学校跡地に現在の災害備蓄倉庫の整理・集約の検討を進め、新たな拠点備蓄倉庫を建設予定である。 また、令和7年度より災害用備蓄包括管理事業の導入を計画しており、備蓄物資の購入及び立ち合い、備蓄物資輸送、拠点災害備蓄倉庫や区内避難所備蓄倉庫などの管理業務の実施を一体化し、同一事業者が業務を一貫して行う体制を整備する包括管理を行い、平時・有事問わず、対象業務にかかる確実性と迅速性を追求し、実施水準向上、業務効率化等を図っていく。 【水防倉庫・資機材置場】 災害時に対応するための機械や土のう・融雪剤などを保管している倉庫であるため、災害時に備え確実に使用できるよう、計画的な保全を行っていく。
--

2 4 駐車場・駐輪場・移送所

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	青井駅自転車駐車場	3 5	竹ノ塚駅東口自転車駐車場
2	足立小台駅自転車駐車場	3 6	竹の塚駐車場
3	綾瀬北自転車駐車場	3 7	竹の塚西自転車駐車場
4	綾瀬西自転車駐車場	3 8	竹の塚東自転車駐車場 A 棟
5	綾瀬南自転車駐車場	3 9	竹の塚東自転車駐車場 B 棟
6	扇移送所	4 0	竹の塚南自転車駐車場
7	扇大橋駅下自転車駐車場	4 1	中央本町移送所
8	扇大橋駅東自転車駐車場	4 2	椿二丁目自転車駐車場（無料駐輪場）
9	北綾瀬移送所	4 3	舎人駅東第 1 自転車駐車場
1 0	北綾瀬北自転車駐車場	4 4	舎人駅東第 2 自転車駐車場
1 1	北綾瀬南自転車駐車場	4 5	舎人公園駅下自転車駐車場
1 2	北千住駅西口駐車場	4 6	舎人公園自転車駐車場
1 3	北千住北自転車駐車場	4 7	舎人公園東自転車駐車場
1 4	北千住西口自転車駐車場	4 8	西新井栄町自転車駐車場
1 5	北千住南自転車駐車場	4 9	西新井自転車駐車場
1 6	江北駅西自転車駐車場	5 0	西新井大師西駅第 1 自転車駐車場
1 7	江北駅西第 2 自転車駐車場	調整中	西新井大師西駅第 2 自転車駐車場
1 8	江北駅東自転車駐車場		西新井大師西駅第 3 自転車駐車場
1 9	江北二丁目自転車駐車場 （無料駐輪場）		西新井大師西駅第 4 自転車駐車場
2 0	江北二丁目北自転車駐車場 （無料駐輪場）	5 4	西新井大師西駅東自転車駐車場
2 1	江北陸橋下自転車駐車場 （無料駐輪場）	5 5	西新井西自転車駐車場
2 2	高野駅西自転車駐車場	5 6	西新井東自転車駐車場
2 3	高野駅東自転車駐車場	5 7	西新井南自転車駐車場
2 4	五反野北自転車駐車場	5 8	西新井六丁目自転車駐車場 （無料駐輪場）
2 5	サイクルパーク綾瀬	5 9	花畑仲組自転車駐車場（無料駐輪場）
2 6	鹿浜二丁目自転車駐車場 （無料駐輪場）	6 0	東綾瀬公園第 1 自転車駐車場
2 7	神明一丁目自転車駐車場 （無料駐輪場）	6 1	東綾瀬公園第 2 自転車駐車場
2 8	神明南自転車駐車場（無料駐輪場）	6 2	ベルモント公園自転車駐車場
2 9	関屋自転車駐車場	6 3	見沼代親水公園駅自転車駐車場
3 0	千住大橋自転車駐車場	6 4	宮城二丁目自転車駐車場
3 1	大師前自転車駐車場	6 5	谷在家駅西自転車駐車場
3 2	竹の塚移送所	6 6	谷在家駅東自転車駐車場
3 3	竹ノ塚駅西口公共駐車場	6 7	谷中四丁目自転車駐車場
3 4	竹ノ塚駅東口駅前広場自転車駐車場	6 8	六町駅自転車駐車場

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 開設から30年以上経過している施設もあり、計画的に改修工事が必要である。 【方針】 将来需要や民間駐輪場の動向を踏まえた、施設の改修計画を検討していく。	今後の施設改修や工事内容等を精査するため、全施設の調査及び類型化を行った。 令和6年度策定の「足立区自転車活用推進計画」において、区営自転車駐車場の今後の整備・改修に関する方針を定めた。

ウ 今後の取り組み方針

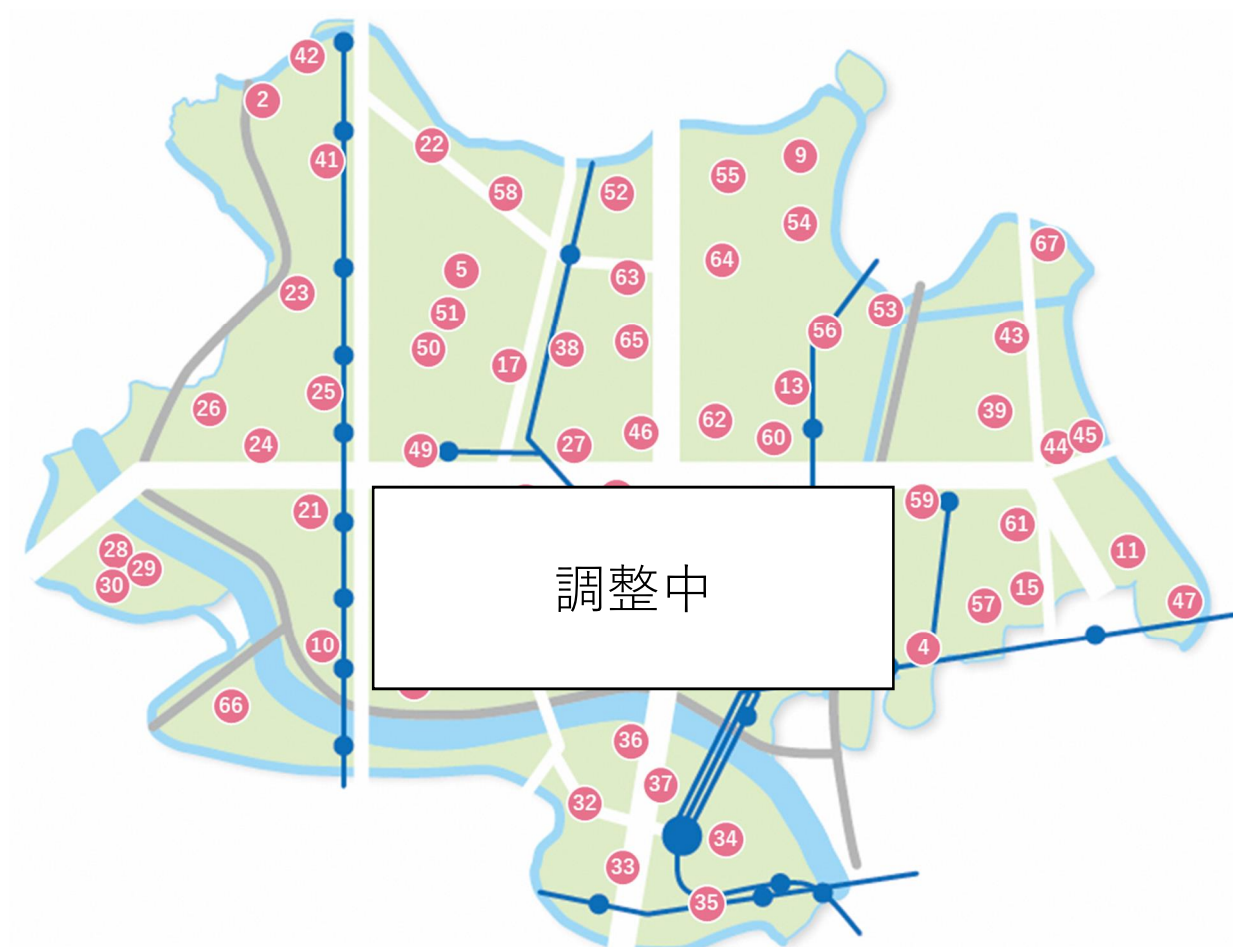
放置自転車対策のため、民間駐輪場設置に対する補助事業を引き続き進めていくと共に、区営駐輪場の計画的な改修工事を進めていく。 また、改修工事に際しては、大型自転車の駐輪への配慮や精算機のキャッシュレス化への対応など利用者の視点に立った施設整備を進め、今後も交通インフラの一つとしての区営駐輪場を確実に維持していく。
--

紙面構成の都合により本ページ余白

2 5 小学校

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	青井小学校	3 6	千寿双葉小学校
2	足立入谷小学校	3 7	千寿本町小学校
3	足立小学校	3 8	竹の塚小学校
4	綾瀬小学校	3 9	辰沼小学校
5	伊興小学校	4 0	寺地小学校
6	梅島小学校	4 1	舎人小学校
7	梅島第一小学校	4 2	舎人第一小学校
8	梅島第二小学校	4 3	中川北小学校
9	桜花小学校	4 4	中川小学校
1 0	扇小学校	4 5	中川東小学校
1 1	大谷田小学校	4 6	中島根小学校
1 2	興本小学校	調整中	校
1 3	加平小学校		学校
1 4	亀田小学校		一小学校
1 5	北三谷小学校		二小学校
1 6	栗島小学校		西伊興小学校
1 7	栗原北小学校	5 2	西保木間小学校
1 8	栗原小学校	5 3	花畑小学校
1 9	弘道小学校	5 4	花畑第一小学校
2 0	弘道第一小学校	5 5	花畑西小学校
2 1	江北小学校	5 6	花保小学校
2 2	古千谷小学校	5 7	東綾瀬小学校
2 3	皿沼小学校	5 8	東伊興小学校
2 4	鹿浜五色桜小学校	5 9	東加平小学校
2 5	鹿浜第一小学校	6 0	東栗原小学校
2 6	鹿浜未来小学校	6 1	東浏江小学校
2 7	島根小学校	6 2	平野小学校
2 8	新田学園第二校舎	6 3	浏江小学校
2 9	新田学園第二校庭	6 4	浏江第一小学校
3 0	新田小学校	6 5	保木間小学校
3 1	関原小学校	6 6	宮城小学校
3 2	千寿桜小学校	6 7	六木小学校
3 3	千寿小学校	6 8	本木小学校
3 4	千寿常東小学校	6 9	弥生小学校
3 5	千寿第八小学校		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 少子化の影響により、区立小中学校の適正規模校の割合は微減傾向にあり、小規模校の一部では、1クラスのみの設置かつ30人以下のためクラス替えもできない状況である。 築40年を超える学校が全体の約8割を占め、施設の老朽化が進行している。 【方針】 学区域再編の検討も含めた適正規模・適正配置ガイドラインの改訂作業を通じ、望ましい教育環境づくりを推進していく。 上記の適正規模・適正配置事業と連動させつつ学校施設の個別計画を改訂し、学校施設の更新と長寿命化を推進していく。	平成29年度に策定した「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」の改訂に向け、将来の人口推計の分析や、今後統合に取り組むべきエリアの抽出や検討など、改訂案の策定準備を行った。 老朽化した学校の建替えや大規模改修工事の計画的な実施については、令和2年度に策定した「足立区学校施設の個別計画（足立区版長寿命型改修計画）」に基づき、順次実施している。

ウ 今後の取り組み方針

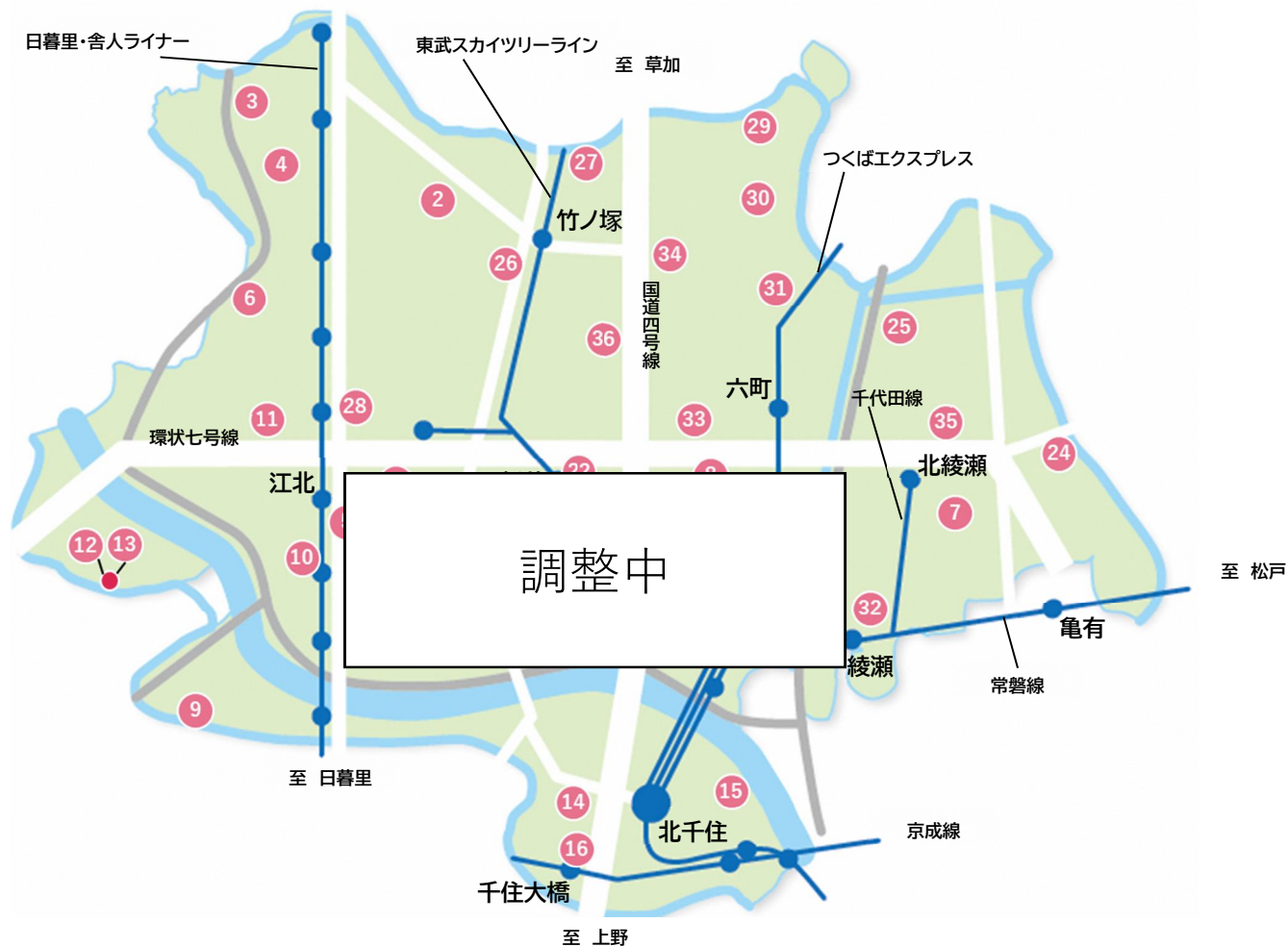
平成7年に策定した「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」では、当時の住民基本台帳人口等から算出した結果、将来の小中学校数を60校と定めました。 今後も児童・生徒の安全で快適な教育環境の整備のため、将来の人口減少と少子高齢化を見据えながら、令和7年度に「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」を改訂する。その後、対象地域別に個別実施計画を策定し、適正規模・適正配置を推進していく。 上記の適正規模・適正配置事業と連動し、令和2年度に策定した「学校施設の個別計画」の改訂にも着手し、既存の学校施設のさらなる長寿命化について検討の上、学校施設に求められる副次的な機能等についても最新の情報を織り込み、学校施設の標準様式や「施設の管理方針」について検討していく。

紙面構成の都合により本ページ余白

26 中学校

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	青井中学校	19	第六中学校
2	伊興中学校	20	第七中学校
3	入谷中学校	21	第九中学校
4	入谷南中学校	22	第十中学校
5	扇中学校	23	第十一中学校
6	加賀中学校	24	第十二中学校
7	蒲原中学校	25	第十三中学校
8	栗島中学校	26	第十四中学校
9	江南中学校	27	第十五中学校
10	江北桜中学校	28	四新开中学校
11	鹿浜菜の花中学校	29	花畑北中学校
12	新田学園第一校舎	30	花畑中学校
13	新田中学校	31	花保中学校
14	千寿青葉中学校	32	東綾瀬中学校
15	千寿桜堤中学校	33	東島根中学校
16	第一中学校	34	浏江中学校
17	第四中学校	35	谷中中学校
18	第五中学校	36	六月中学校

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 少子化の影響により、区立小中学校の適正規模校の割合は微減傾向にあり、小規模校の一部では、1クラスのみの設置かつ30人以下のためクラス替えもできない状況である。 築40年を超える学校が全体の約8割を占め、施設の老朽化が進行している。 【方針】 学区域再編の検討も含めた適正規模・適正配置ガイドラインの改訂作業を通じ、望ましい教育環境づくりを推進していく。 上記の適正規模・適正配置事業と連動させつつ学校施設の個別計画を改訂し、学校施設の更新と長寿命化を推進していく。	平成29年度に策定した「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」の改訂に向け、将来の人口推計の分析や、今後統合に取り組むべきエリアの抽出や検討など、改訂案の策定準備を行った。 老朽化した学校の建替えや大規模改修工事の計画的な実施については、令和2年度に策定した「足立区学校施設の個別計画（足立区版長寿命型改修計画）」に基づき、順次実施している。

ウ 今後の取り組み方針

平成7年に策定した「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」では、当時の住民基本台帳人口等から算出した結果、将来の中学校数を29校と決めました。 今後も児童・生徒の安全で快適な教育環境の整備のため、将来の人口減少と少子高齢化を見据えながら、令和7年度に「足立区立小・中学校の適正規模・適正配置ガイドライン」を改訂する。その後、対象地域別に個別実施計画を策定し、適正規模・適正配置を推進していく。 上記の適正規模・適正配置事業と連動し、令和2年度に策定した「学校施設の個別計画」の改訂にも着手し、既存の学校施設のさらなる長寿命化について検討の上、学校施設に求められる副次的な機能等についても最新の情報を織り込み、学校施設の標準様式や「施設の管理方針」について検討していく。
--

27 区営住宅

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 施設の配置状況



番号	施設名	番号	施設名
1	伊興五丁目アパート	8	新田二丁目アパート (1号棟～2号棟)
2	伊興町本町第2アパート		関原一丁目コミュニティ住宅 (1号棟～5号棟)
3	伊興町前沼アパート		目ふれあい コミュニティ住宅
4	大谷田一丁目第2アパート		大谷田一丁目アパート (1号棟～2号棟)
5	大谷田一丁目第3アパート	12	中央本町四丁目アパート
6	大谷田二丁目アパート	13	本木一丁目コミュニティ住宅
7	弘道一丁目第2アパート		

イ 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 老朽化が進んだ狭小な団地が複数あり、効率的な維持修繕が困難な状況にある。 【方針】 長寿命化計画に基づき区営住宅の集約・更新を進めていく。	【区営住宅】 「足立区区営住宅等長寿命化計画」に基づき、平成28年に建替えを完了した中央本町四丁目アパートは、3つの地域の住宅を集約し、福祉事務所、住区センターと複合化した。 また、令和2年から新田地域の集約建替えを実施した。 【コミュニティ住宅】 「足立区区営住宅等長寿命化計画」に基づき、屋上防水、外壁改修を行った。 また、令和4年度に入居条件の緩和（一時入居資格の追加）を行い、空室率の軽減に努めた。

ウ 今後の取り組み方針

【区営住宅】 「足立区区営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の点検、修繕、改善、建替えなど予防保全的管理を行っていく。建物・設備の維持管理については、民間委託による包括的な管理業務によって効率化、コスト縮減を図る。大谷田地域、竹の塚地域の建替えの際には、引き続き区民ニーズの変化に対応した住戸の設置や他施設との複合化、集約化を進めていく。建物解体後の未利用地については、関係所管と協議しながら、貸付や売却などで歳入を確保していく。 【コミュニティ住宅】 「足立区区営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の点検、修繕、改善等の予防保全的管理を行っていく。 将来の建替え時期には、都市建設部内の「コミュニティ住宅のあり方検討委員会」（令和2年度）の結果を踏まえ、需要に応じた建物集約的な管理も検討していく。

28 道路・河川・水路

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 今後、新規整備予定の都市計画道路の整備を進めていく必要があり、限られた財源の中でより効率的な維持管理を進めていく必要がある。 【方針】 平成30年度までに個別計画を策定し、計画的な維持管理を進めていく	都市計画道路（幹線道路）や緊急輸送道路を対象とした個別計画として、平成28年度に道路維持補修計画を策定した。 その後、令和3年度に道路維持補修計画を改訂した。 同計画に基づき、平成29年度から令和5年度までに、8路線の道路を補修した。

イ 今後の取り組み方針

道路維持補修計画に基づき、予防保全型の補修を行っていく。 交通量が多く、防災上重要度の高い、都市計画道路（幹線道路）や緊急輸送道路を、毎年1路線以上補修し、道路を安全な状態に保つ。 令和7年度に路面性状調査（路面の状態を評価）を行い、令和8年度に道路維持補修計画を再度改訂する。
--

29 橋りょう

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 取組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取組み状況
【課題】 今年度、長寿命化計画対象橋りょう以外の48橋について、実態調査を行っている。 【方針】 平成29年度に橋りょうの更新計画を策定するとともに、平成31年度に現橋梁長寿命化計画を見直し、計画的な維持管理、長寿命化を進める。	水路の改修工事の完了等により、令和2年度に長寿命化修繕計画対象橋りょう以外の橋りょうを48橋から34橋とした。また、平成30年度に橋りょうの更新計画を策定し、平成31年度から現橋梁長寿命化修繕計画の対象橋りょう数や修繕方法等を見直し、令和3年度に足立区橋梁長寿命化修繕計画を改定した。

イ 今後の取組み方針

「足立区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、架橋年数等により長寿命化に向けた予防保全型の補修・修繕及び架け替え予定の事後保全型の補修・修繕で維持管理を行う。 今後は、足立区橋梁長寿命化修繕計画の改訂を予定しており、対象橋りょう数の見直しに加え、橋りょうごとの維持管理方法や事業計画を検討していく。
--

30 公園

(1) 施設類型ごとの基本的な方針

ア 取り組み状況

平成29年計画策定時の 課題・方針	これまでの取り組み状況
【課題】 土地区画整理事業等により区に移管される公園が多く、公園維持管理費は増加傾向にある。 【方針】 パークイノベーションの推進等、公園施設の適正配置を進めるとともに、包括的民間委託や指定管理者による運営・管理の拡大を検討し、効率的かつ効果的な維持管理を進める。	今後も土地区画整理事業等により移管されるため、増加していく見込みであり、引き続き、包括的民間委託などによる管理手法を検討した。 また、既存公園の改修費を平準化させるため、パークイノベーションの考え方に基づき、区内約500か所ある公園等を、年間10か所程度（50年サイクル）の改修や公園施設の適正配置を進めてきた。 平成25年に事業開始し、平成26年から令和5年までに、69園の整備を行った。

イ 今後の取り組み方針

安全・安心の公園施設を区民に提供するために、適切に点検・診断等を実施し、損傷や劣化状況に応じた計画的な補修・改修を行っていくとともに、計画的な予防保全によって施設を長寿命化させることにより、ライフサイクルコストの縮減を図っていく。 また、災害時における公園施設の役割を想定しながら補修・更新を行い、機能確保に取り組む。

紙面構成の都合により本ページ余白

第三部 計画の進行管理による公共施設マネジメントの推進

第三部では、第二部で整理した実行可能な取り組みを推進するための「計画推進の基本的な考え方」、「計画の進行管理を推進する体制の強化と仕組みづくり」、「進行管理のための指標の設定」を記載します。

第10章 計画推進の基本的な考え方

1 実行可能な取り組みを支える土台

いつまでも「安全・安心」の公共施設と行政サービスを提供し続けることができるよう、全庁的な体制を整え、公共施設マネジメントを確実に進めます。

<土台> 計画を実現し、継続できる体制の確立
～将来の課題を見据えながら、計画の進行管理を徹底する～

2 土台となる4つの方針

(1) 組織づくり

計画を管理する組織の充実と全庁的な推進体制づくり【P123,P124】

全庁的に公共施設マネジメント⁴⁸を推進する体制の整備に取り組みます。

総合管理計画⁴⁹の進行管理を推進する組織体制の充実を図ります。

(2) 仕組みづくり

P D C Aサイクルによる進行管理の仕組みづくり【P125～P128】

明確な指標を設定し、P D C Aサイクルによる総合管理計画の進行管理を徹底します。

個別施設計画の進行管理の推進及び施設更新計画の作成により、財政状況との整合性を図ります。

公共施設等にかかるコストの削減を全庁的に検討する仕組みを作ります。

48 公共施設マネジメント：区では、安全・安心の区民サービスを将来にわたって提供するための取り組みと定義している（再掲）

49 総合管理計画：公共施設マネジメントを推進していくための計画

(3) 情報発信

情報の一元化と区民等への意識啓発を目的とした情報発信の推進
【P129,P130】

公共施設等に関する情報の収集に取り組みます。

一元化した情報を分析、わかりやすく取りまとめます。

取りまとめた公共施設に関する情報を発信します。

(4) 人づくり

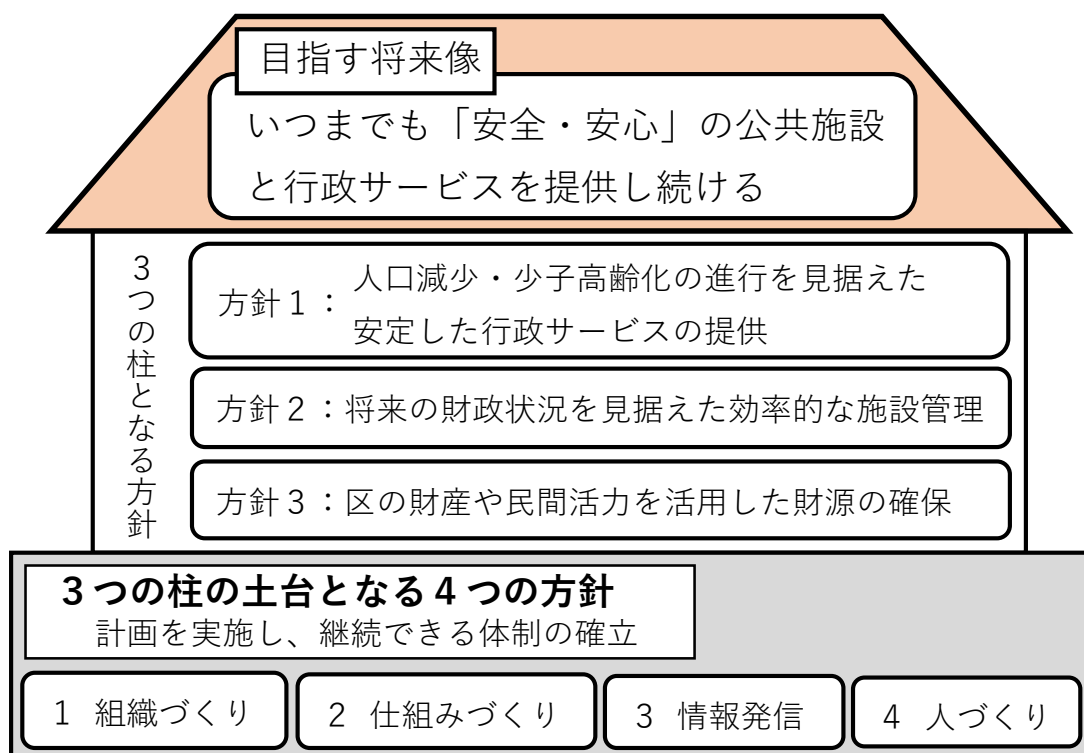
区の資産を効果的に活用する組織体制と人材育成の推進 【P130,P131】

官民連携手法の導入を推進するための環境整備に努めます。

区有地の民間への貸付、売却など、財源の確保を図ります。

職員の意識改革と、ノウハウ・技術力の継承に取り組みます。

図3-1 実行可能な仕組みを支える土台のイメージ



第11章 計画の進行管理を推進する体制の強化と仕組みづくり

1 計画の進捗を管理する組織の充実と全庁的な推進体制づくり

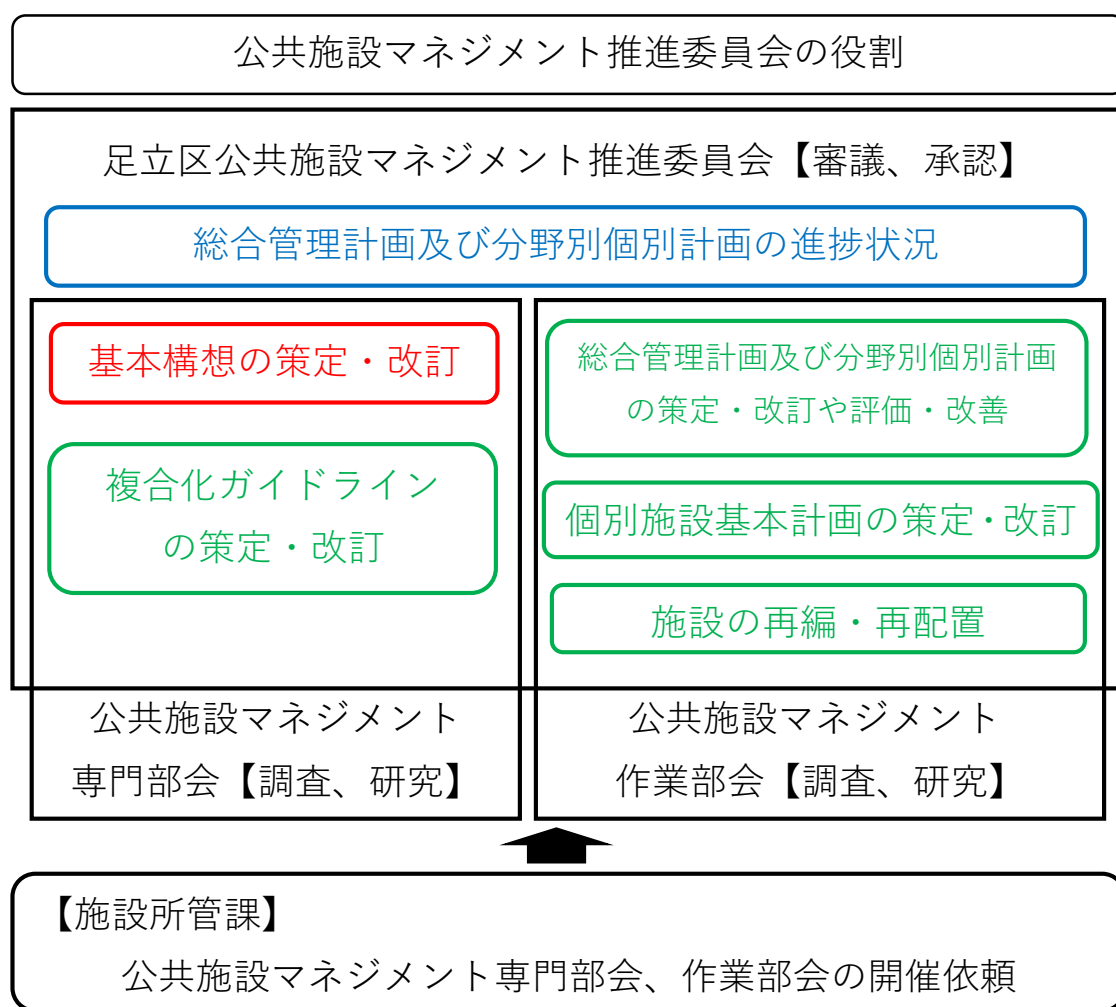
(1) 全庁的に公共施設マネジメントを推進する体制の整備に取り組みます。

ア 公共施設マネジメント推進委員会の充実

平成29年5月に設置した公共施設マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、推進体制の強化を目的に令和5年5月、区長を委員長、副委員長を副区長、委員を庁議メンバーとして再編しました。

推進委員会では、総合管理計画の改訂、進行管理、施設の再編、再配置などを審議し、戦略的な公共施設マネジメントを行います

図3-2 推進委員会の体制フロー図



※ ：必要に応じて作業部会及び専門部会を設置する項目

※ ：必ず専門部会を設置する必要がある項目

※ 推進委員会は、年に2回開催し、他は必要に応じて開催する。

作業部会及び専門部会は必要に応じて開催する。

イ 部会の設置

推進委員会に公共施設マネジメント作業部会（以下「作業部会」という。）と公共施設マネジメント専門部会（以下「専門部会」という。）を設置します。

（ア）作業部会の役割

総合管理計画及び分野別個別計画の改訂や評価・改善、施設の再編・再配置などの調査・研究を行います。

（イ）専門部会の役割

複合化ガイドラインの作成・改訂と複合化ガイドラインに基づき、施設建替えの際の基本構想などの調査・研究を行います。

（２）総合管理計画の進行管理を推進する組織体制の充実を図ります。

行政サービスの向上や、施設維持管理更新コストの削減に繋げるために、施設所管課が管理する施設の維持管理・利用実態に関する全ての情報を一元化しながら、各施設所管課に必要な情報を発信する組織体制を、以下のとおり充実します。

ア 専管組織の整備

総合管理計画を改訂する役割の組織から変更し、総合管理計画の進行管理を担う恒久的な専管組織として、（仮称）公共施設マネジメント推進課を設置します。

推進課は、推進委員会、作業部会、専門部会の事務局を担い、年間スケジュールを明示し定期的、効率的に推進委員会等を開催します。

イ 連携協力体制の充実

施設や機能の集約、全庁的に複合化や跡地の利活用を推進するため、密接に関連する資産管理、資産活用部署と一体的に連携できる体制の充実を図ります。

ウ 推進委員会の運営

推進委員会は、総合管理計画のＰＤＣＡサイクルによる進行管理を取り仕切る組織として、庁内横断的に全体調整し庁内での連携を担います。

表３－１ 公共施設マネジメント推進委員会の年間スケジュール

	審議・報告内容	開催時期
①	ＰＤＣＡの評価・進捗確認、ライフサイクルコスト	第３四半期
②	今年度の実績（（仮称）公共施設マネジメント推進課） 次年度の事業スケジュール報告（施設所管課）	第４四半期
③	意識啓発、区民説明会、アンケート、官民連携	必要に応じて
④	基本構想、総合管理計画、複合化ガイドライン作成等	必要に応じて

2 P D C Aサイクルによる進行管理の仕組みづくり

(1) 明確な指標を設定し、P D C Aサイクルによる総合管理計画の進行管理を徹底します。

ア 計画を進行管理するための指標の設定

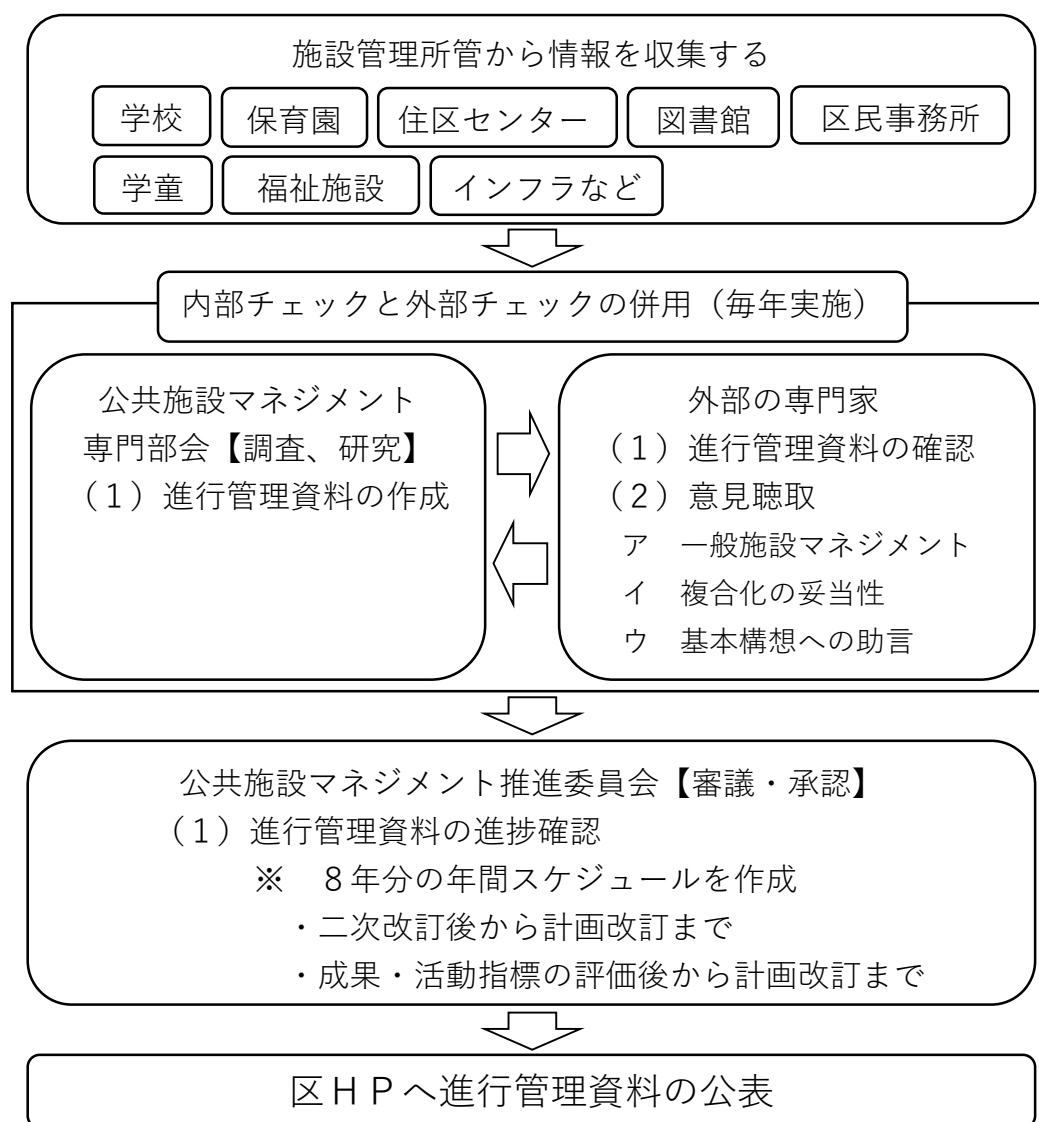
進行管理に用いる指標は、事案ごとに適切な指標を設定します。また、各事案の進行管理は必要に応じて管理指標の修正や計画自体の改訂を行い、軌道修正します。
なお、指標は第12章で示します。

イ 計画の進行管理体系の構築の徹底

公共施設マネジメントを円滑に機能し、総合管理計画のP D C Aサイクルによる進行管理を行うため、その仕組みを全庁に発信、浸透するなど、持続可能な自治体運営の仕組みづくりに取り組みます。

推進委員会に設置した2つの部会が所管課の支援を行い、毎年、推進委員会においてP D C Aサイクルによる進行管理を徹底します。

図3-3 総合管理計画の進行管理体系



(2) 個別施設計画の進行管理の推進及び施設更新計画の作成により、財政状況との整合性を図ります。

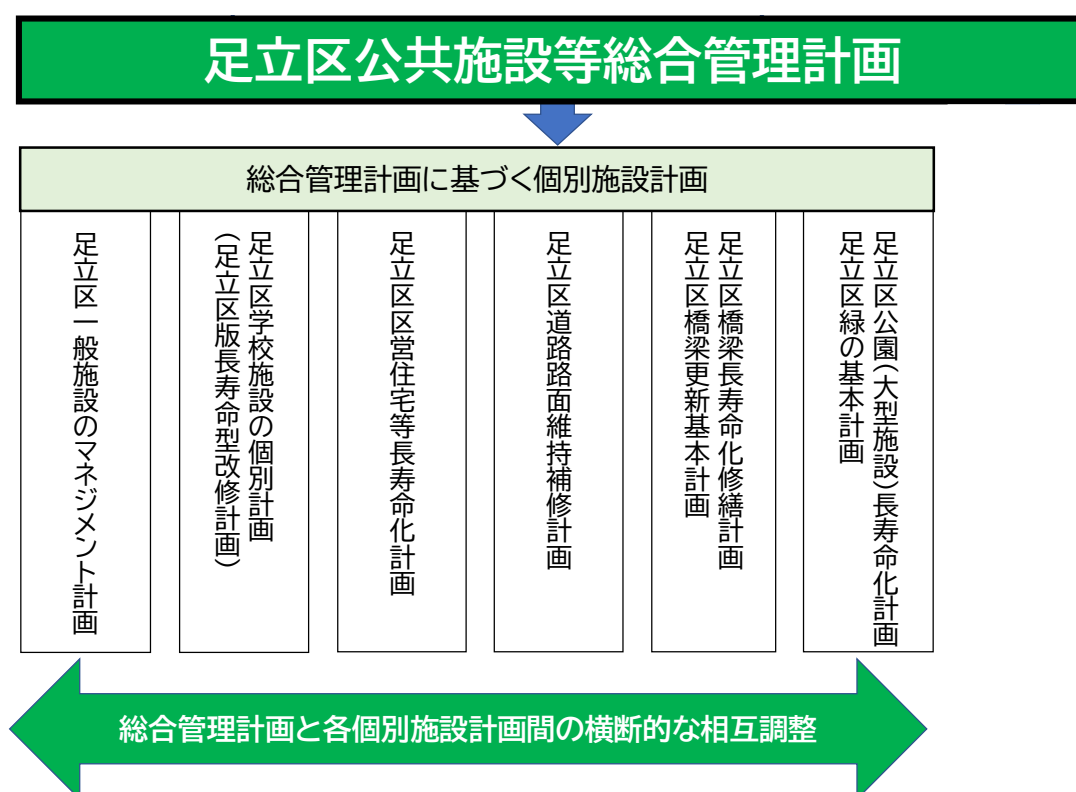
ア 6つの個別施設計画の進行管理

(ア) 個別施設計画の役割

総合管理計画の進行管理を確実に進めるために、施設所管課は自ら管理する公共施設の中長期的な管理・改修・更新等の考え方を示す個別施設計画の作成に取り組んでおり、現時点で以下に示す6つの個別施設計画を作成しています。

推進委員会は、すべての個別施設計画を一元管理し、公共施設の状況を総合的に把握し、安全・安心な行政サービスの提供に努めます。

図3-4 総合管理計画と個別施設計画の体系図



(イ) 個別施設計画の改訂、運用

今後は、施設の老朽度、健全度といったハード的な情報や、利用実績及び維持管理経費などソフト的な情報について客観的指標を用いながら、総合的にあり方を評価するなど、改訂した総合管理計画に整合する計画に見直します

イ 一般施設のマネジメント計画の進行管理

計画期間は、上位計画の総合管理計画との整合性を図り、12年間とします。同様に必要経費の推計期間は40年とします。

計画期間において、現状の管理の取り組み状況を把握するとともに、8年後の計画改定時期に現計画の振り返りを行い、PDCAサイクルの徹底を図ります。

ウ 施設更新計画の作成

各施設の大規模改修工事や更新工事などの実施時期などを想定する施設更新計画を作成することで、年度ごと必要となる経費の想定も可能になります。

推進委員会は、各施設更新計画を全庁的に把握し、財政状況との整合性を図りながら、各年度の適切な改修工事等の進捗をコントロールします。

なお、施設更新計画は、作業部会にて案を作成し、推進委員会で承認後に策定します。

(3) 公共施設等に係るコストの削減を全庁的に検討する仕組みを作ります。

今後の人口減少や少子高齢社会を見据え、いつまでも「安全・安心」の公共施設を提供していくために、以下の取り組みを行い、将来の行政サービス需要に適切に対応します。

ア 複合化ガイドラインの作成

今後も適切な行政サービスを提供するため、施設の複合化など公共施設マネジメントを進めるために、複合化の考え方や手順などを具体的に示すガイドラインの策定に取り組みます。

施設更新時には、施設機能、施設規模、ライフサイクルコストなどを定める施設の基本構想の作成を義務付け、全庁が取り組み内容を理解し、複合化を進めていくことができるよう取り組みます。

イ 施設の基本構想の作成

これまでは、施設の建替えなど計画主体は施設所管課が担ってきましたが、今後は、施設基本構想の適切な作成に向け、(仮称)公共施設マネジメント推進課が支援します。

施設更新を行う際には、複合化ガイドラインに整合する施設計画となるよう事前相談の仕組みを構築し、専門部会にて調査・研究を行います。

その結果を推進委員会で審議、承認後に、施設計画を進める仕組みとなるよう財政担当も含めたルール作りに取り組みます。

ウ 職員の意識啓発

公共施設マネジメントの取り組みを理解し、積極的に関与し自ら考え行動する職員を育成するため、以下の取り組みを行います。

(ア) 職員に対する研修の実施

施設所管課職員だけでなく、広く公共施設マネジメントの取組を周知し意識を変化させるため、職員への研修を実施します。

(イ) 最新情報や公共施設を取り巻く状況の共有

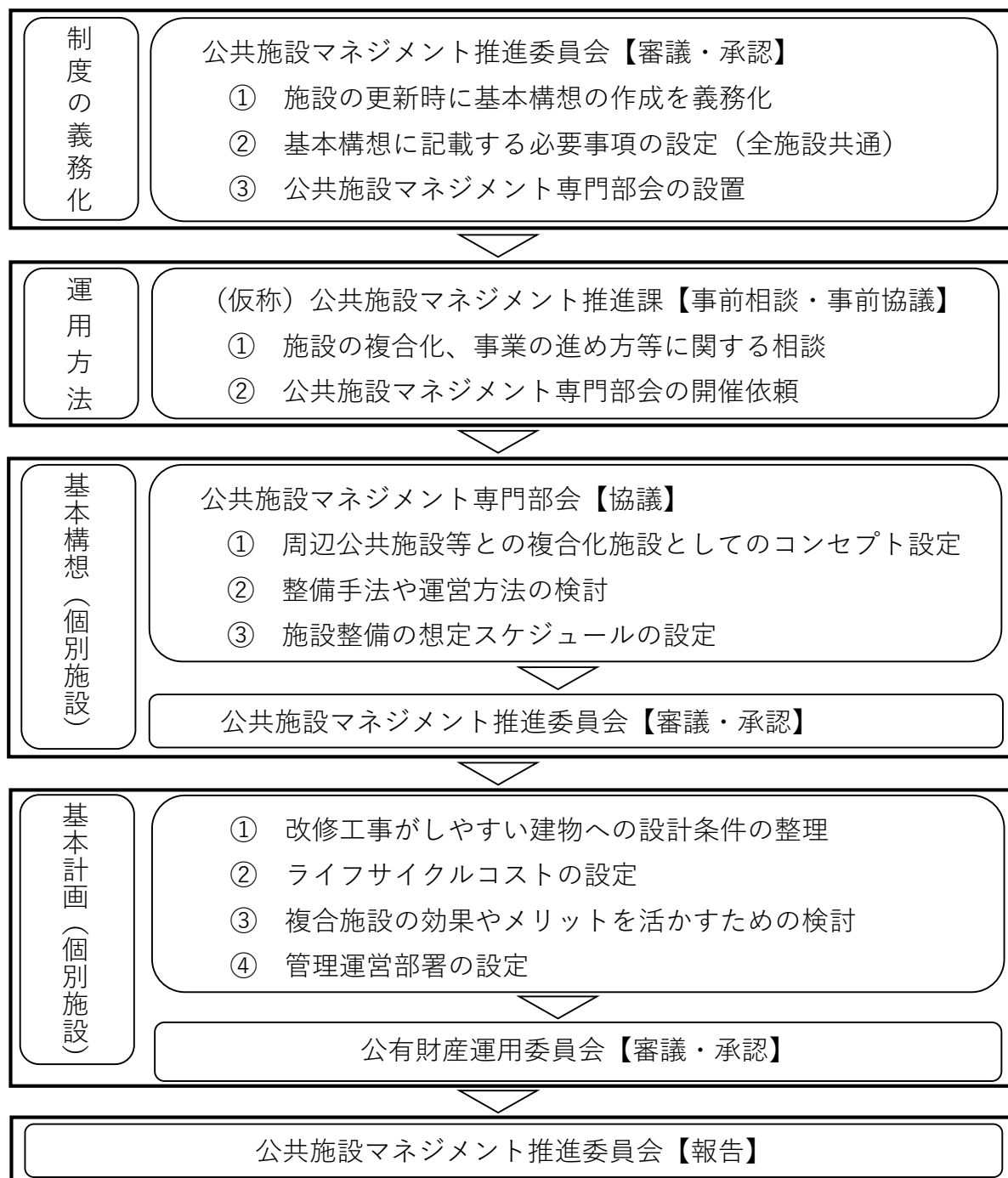
最新情報や公共施設を取り巻く現状など、庁内掲示板などを活用して情報発信に努めます。

エ あるべき行政サービス水準等の検討

人口や人口構造、財政状況などを踏まえ、施設所管課が自ら管理する施設のあり方を定期的に見直しする仕組みを構築します。

見直しの観点として、所管施設の地域への貢献度や代替施設の有無などを確認し進めます。

図 3-5 公共施設の複合化を推進するためのフロー



3 情報の一元化と区民等への意識啓発を目的とした情報発信の推進

(1) 公共施設等に関する情報の収集に取り組みます。

公共施設等の現状や将来の見込みなど、(仮称) 公共施設マネジメント推進課に情報が集約できる仕組みを構築するため、以下の取り組みを行います。

ア 公共施設に関する情報収集

(ア) 建替えや大規模改修などの情報収集

老朽化した施設の建替えや大規模改修工事などの施設更新計画についての情報を集約します。

(イ) 工事履歴などの情報収集

これまでの工事履歴を集約し、公共施設の健全性にかかる情報を蓄積します。

(ウ) 公共施設等の実態把握

施設ごとの建設年度、利用実績、維持管理経費など施設諸元や実態を把握するとともに、施設の点検、保全情報についても取りまとめます。

イ 施設利用に関する情報収集

(ア) 定期的なアンケートの実施

令和6年5月に実施した無作為抽出による区民意識調査から区民意識の経年変化を継続的に確認するため、今後は2年に一度を目安に区民アンケート等を実施し、調査分析を行っていきます。

(イ) 施設利用者の意向把握

施設利用状況に関する情報は、施設所管課から(仮称) 公共施設マネジメント推進課が一元的に収集・蓄積します。

また、施設を訪問し、施設利用者の意向把握を実施することで、区が提供している行政サービスが、実態のサービス需要に合っているのか、継続的に確認を行います。各施設利用者に対し、施設の複合化などの普及を目的としたパネル展示とともに、施設の満足度や要望等の意向確認を行います。

ウ 情報を集約する方法

集約した情報は、エクセル等によるデータ管理を基本としますが、今後は、建物だけではなく、インフラの情報管理も含めて、より良い管理方法を検討していきます。

(2) 一元化した情報を分析、わかりやすく取りまとめます。

ア 公共施設の利用実態を整理分析し、公共施設マネジメントに活用

推進委員会では、集約した公共施設の利用実態情報を整理分析し、例えば、住区センターや区民事務所など、同種施設の「利用者数」や「維持管理経費」などと比較することで、客観的な施設評価を行います。

この取り組みを行うことで、計画評価の際に、常に変化・多様化する区民ニーズとの整合性を確認し、年齢構造の変化に合った行政サービスの提供を目指し、行政サービスの提供体制を継続して見直していく土台を構築します。

イ 情報管理・情報の取りまとめ

施設所管課が作成する施設更新計画を（仮称）公共施設マネジメント推進課が一元的に情報を集約することで、建物の大規模改修や建替えなどを計画的に分散させ、財政負担の平準化に努めます。

また、施設の集約化や複合化といった施設再編情報も一元的に把握することで、施設跡地にかかる利活用について、資産管理課、資産活用担当課との連携、情報共有を図り、行政財産が持つ価値の最大化に努めます。

（３）取りまとめた公共施設に関する情報を発信します。

公共施設マネジメントを推進するため、公共施設マネジメントの取り組みに共感してもらえるサポーターを区役所の内外で増やすため、以下の取り組みを進めます。

ア 公共施設マネジメントの推進に有効な情報発信に取り組みます

総合管理計画で示す公共施設を取り巻く区の現状や課題、課題解決の取り組みの情報を、様々な手段で発信します。

区のホームページやＳＮＳの活用、区のイベントへの出展など、区民への情報提供に積極的に取り組みます。

また、職員向けに研修を実施するなど、施設所管課の職員が共通の目的意識を持ち、実際に行政サービスを利用する区民の理解を得ることができるよう取り組みを行います。

イ 議会、区民との情報共有、意見交換

公共施設マネジメントを推進するためには、議会並びに区民の理解を得ることが必要不可欠です。

議会には、定期的に進捗状況や新たな取り組みを報告するとともに、区民に対しては、総合管理計画の意識づけを目的とした定期的な区民フォーラムや講演会等を企画するなど、将来の公共施設のあり方について意見交換ができる機会を設けます。

4 区の資産を効果的に活用する組織体制と人材育成の推進

（１）官民連携手法の導入を推進するための環境整備に努めます。

行政サービス機能の複合化、集約化とともに、区職員の事務負担の軽減や、施設管理の質の向上、優先順位をつけた修繕の実施などの可能性を検証するため、以下の取り組みを行います。

ア PFI等の官民連携手法の検討

行政サービス機能に民間活力を導入するために、民間ニーズの把握やアイデアの活用できるようPPP／PFIなど民間や外部の力を活用する検討を進めます。

イ 公共施設の包括管理委託等の導入に向けた研究

民間事業者へのサウンディング調査⁵⁰などを行い、公共施設の運営を包括管理業務委託や指定管理者制度など導入に向けた研究を行います。

50 サウンディング調査：区有地などの有効活用に向けた検討に当たって、活用方法について民間事業者から広く意見、提案を求め、「対話」を通じて市場性を把握する調査のこと

ウ 民間活力の導入に向けた庁内への仕組みづくり

各施設を保有する所管課がリースやPFI、コンストラクション・マネジメント⁵¹など民間や外部の力を活用などの導入に取り組めるよう、全庁でノウハウを共有する仕組みづくりや、各所管をサポートする体制づくりに取り組めます。

(2) 区有地の民間への貸付、売却など、財源の確保を図ります。

施設跡地に係る利活用について、資産管理課、資産活用担当課との連携、情報共有を図り、行政財産の価値最大化に努めます。

ア 区有地の貸付

規模の大きい敷地は、貸付を基本とし、地域の状況や要望等を鑑みながら基本方針を定め民間事業者からサウンディング調査を行い、プロポーザル等により民間事業者への貸付に取り組めます。

イ 区有地の売却

規模の小さい敷地は、売却を基本としながらも、地域との調整を行いながら売却に取り組めます。

(3) 職員の意識改革とノウハウ・技術力の継承に取り組めます。

将来の人口減少が予測され、職員の人員確保も厳しい状況が想定されることから、限られた人員で業務が継続できるように、以下の取り組みを進めます。

ア 職員ノウハウの活用と維持・継承

公共施設マネジメントに区が主体的に取り組む続けるために、職員の持つノウハウや技術力を組織内で継承すると共に、次の担い手となる若手職員の育成に注力していきます。

(ア) 担当職員の技術研修等の実施

公共施設の維持管理に要する財政的・人的負担を軽減するため、職員のノウハウ継承や職員研修による、技術水準の維持に努めます。

(イ) 先進事例、最新情報の共有

先進事例や最新情報を全庁的に共有するとともに、民間の技術やアイデア・ノウハウを活用する手法を研究し、導入を推進するための環境整備に取り組めます。

イ 積極的なアウトソーシングを展開し庁内のマンパワー不足を解消

施設の建替え更新時には、リースやPFI／PPPなど官民連携手法の導入や、コンストラクション・マネジメントといった民間デベロッパーや専門サービスを持つ民間ノウハウやリソースを活用することで、将来的な庁内マンパワーの不足解消に取り組めます。

51 コンストラクション・マネジメント：建築主の立場で、コスト削減や品質改善等を行う業務のこと

紙面構成の都合により本ページ余白

第12章 進行管理のための指標の設定

1 指標の設定

進行管理を行うための指標を「短期指標」「長期指標」に分けて設定します。

(1) 短期指標

ア 施設保有面積に関する指標

「施設保有面積に関する具体的な取り組み」の2項目を設定します。

表3-2 短期指標（施設保有面積に関する指標）

短期指標 (施設保有面積に関する指標)	目標値			
	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末
① 建替え時の施設規模に上限を設定	50.0%	57.1%	85.7%	100.0%
② 建替え時に施設を複合化	50.0%	57.1%	85.7%	100.0%

イ 維持更新コストに関する指標

「維持更新コストに関する具体的な取り組み」の4項目を設定します。

表3-3 短期指標（維持更新コストに関する指標）

短期指標 (維持更新コストに関する指標)	目標値			
	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末
① 建替え後に目標寿命を設定	50.0%	57.1%	85.7%	100.0%
② 建替え時にメンテナンスや他用途への転用をやすく設計	50.0%	57.1%	85.7%	100.0%
③ 大規模改修工事後に予防保全へ移行	30.6%	52.8%	83.3%	100.0%
④ 仮設建物を作らずに建替えや大規模改修工事を実施	34.1%	54.5%	84.1%	100.0%

ウ 目標値の考え方

目標値は、分母を中期財政計画の投資的事業計画書に記載された「令和7年度から10年度までの建替えまたは大規模改修工事の合計件数（設計最終年度）」、分子を「令和7年度から10年度まで各年度の予定件数」として算出した割合とします。

エ 進行管理・評価分析

毎年度、「建替え」「大規模改修工事」の設計完了時点で該当する数値を把握・分析を行います。また、令和10年度に達成状況の確認を行い、計画の評価・分析を行います。

なお、令和11年度末から14年度末までの目標値は、令和10年度末時点の実績を踏まえ、令和10年度に設定します。

(2) 長期指標

ア 施設保有面積に関する指標

「区が所有する公共施設の施設保有面積」を設定します。

表3-4 長期指標（区が所有する公共施設の施設保有面積）

長期指標		現状値 ^{※1} (令和5年度末)	目標値 ^{※2} (令和18年度末)	増減
区が所有する公共施設の 施設保有面積	割合	100.0%	100.0%	現状維持 (増加させない)
	面積	118.1万㎡	118.1万㎡	現状維持 (増加させない)

※1 「現状値」は、令和4年度末時点の数値を基準とします。

※2 「目標値」は、令和16年度末時点の数値で評価します。

イ 目標値の考え方

目標値は、計画最終年度の令和18年度末に「現状維持（増加させない）」とします。

これは、公共施設の面積は更新時に増加傾向であるものの、短期指標として設定した「建替え時の施設規模に上限を設定」「建替え時に施設を複合化」といった「施設保有面積の増加を抑制する具体的な取り組み」を実施することを前提に設定します。

ウ 進行管理・評価分析

毎年度数値を把握・分析を行います。また、計画最終年度の令和18年度に達成状況の確認を行い、計画の評価・分析を行います。

2 モニタリング指標の設定

公共施設等の老朽化の程度を確認するための「モニタリング指標」を設定します。

(1) モニタリング指標

ア 資産の老朽化の程度を示す指標

「有形固定資産減価償却率」を設定します。

表3-5 モニタリング指標（有形固定資産減価償却率）

モニタリング指標	令和5年度末	令和6年度末（令和7年度）以降
有形固定資産減価償却率	66.3% ^{※1}	毎年度数値を把握し推移を確認

※1 令和5年度決算財務書類の数値。

イ 進行管理・評価分析

毎年度数値を把握し推移を確認するとともに、必要に応じて数値の上昇・下降の要因を分析・検証します。

足立区公共施設等総合管理計画

(令和7年度～令和18年度)

【令和6年度改訂】

令和7年3月 発行

編集 足立区 公共施設マネジメント担当部
公共施設マネジメント担当課

足立区中央本町一丁目17番1号

TEL 03-3880-5081 (直通)

FAX 03-3880-5609